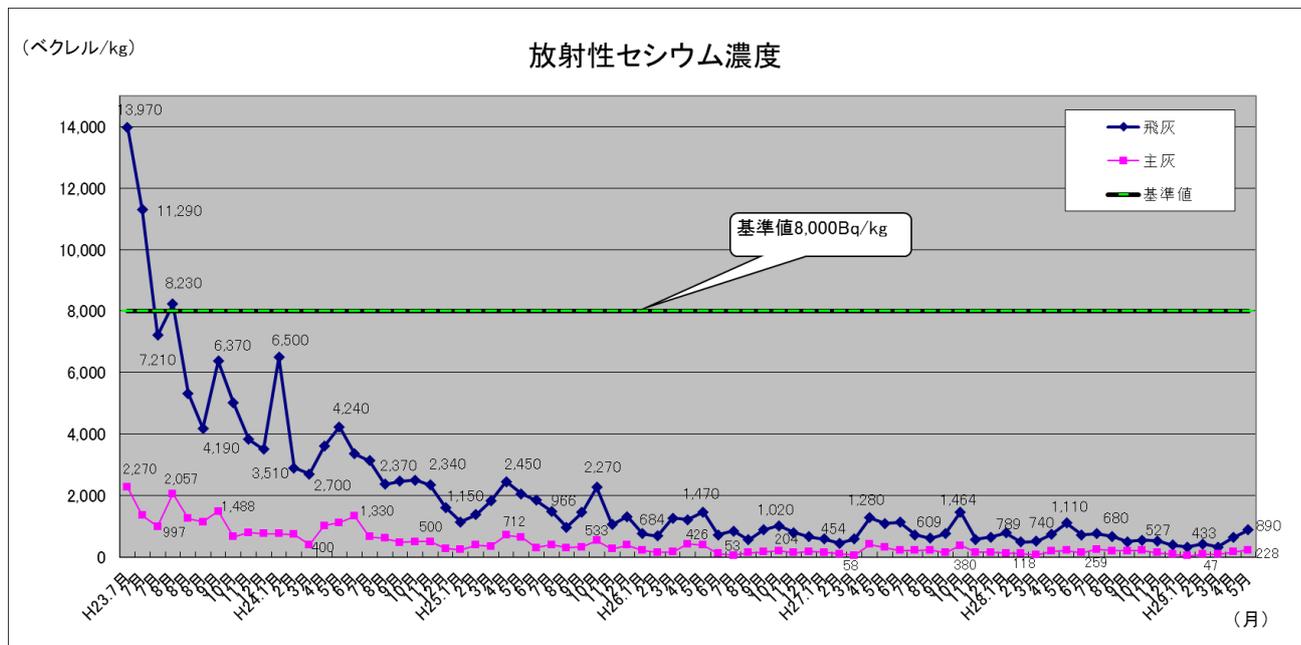


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



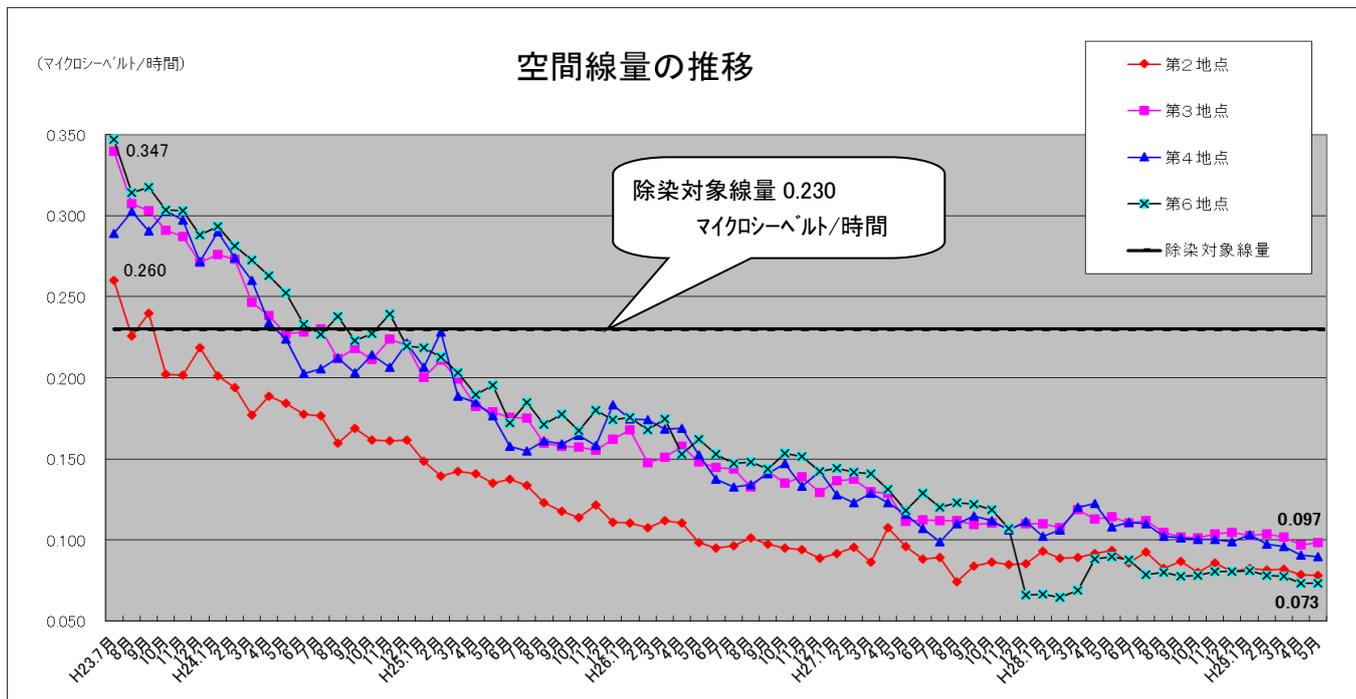
- 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成29年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137)
		ドレン部	同上	同上
	2号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成29年4月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成29年3月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成29年2月	2号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

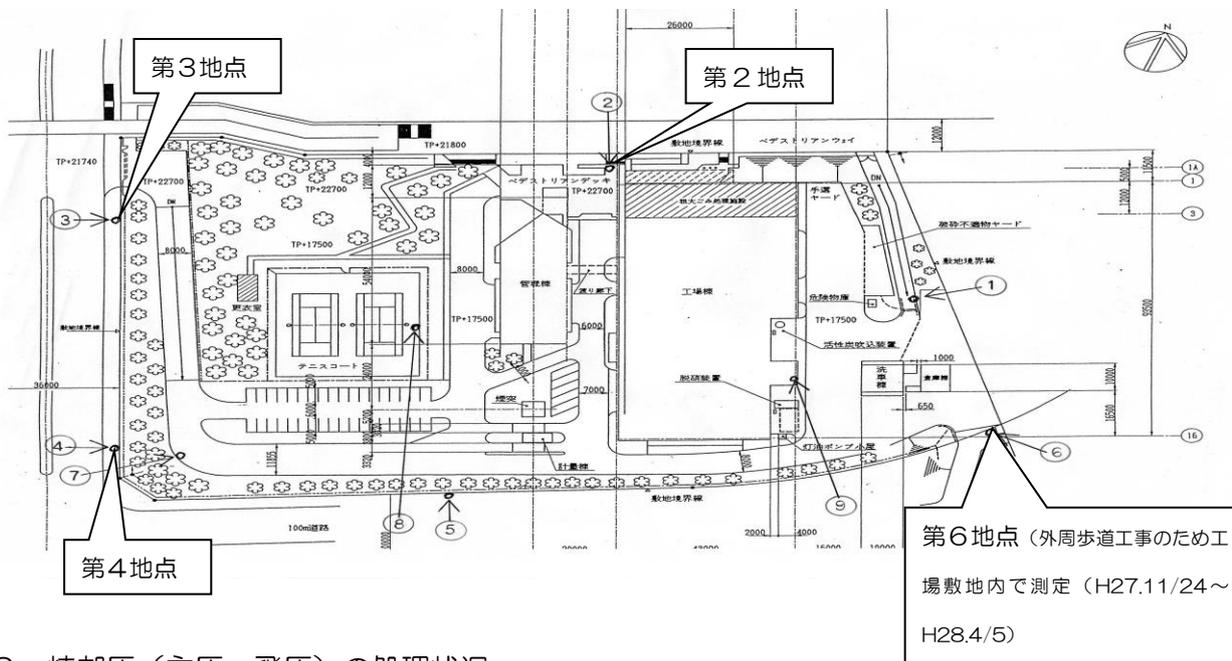
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生指定廃棄物）は130tあり、ドラム缶（252缶）・フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

（平成28年度）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,886 t	1,628 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一時保管（指定廃棄物は印西市収集センター）	—	指定廃棄物約 130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,396 t （主灰 2,638 t、 飛灰 1,758 t）	3,854 t （主灰 2,312 t、 飛灰 1,542 t）
		<ul style="list-style-type: none"> • 2月 354 t（主灰 212 t、飛灰 142 t） • 3月 298 t（主灰 179 t、飛灰 119 t） 	

（平成29年度：5月末現在）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,817 t	297 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一時保管（指定廃棄物は印西市収集センター）	—	指定廃棄物約 130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,266 t （主灰 2,560 t、 飛灰 1,706 t）	676 t （主灰 406 t、 飛灰 270 t）
		<ul style="list-style-type: none"> • 4月 335 t（主灰 201 t、飛灰 134 t） • 5月 341 t（主灰 205 t、飛灰 136 t） 	

※四捨五入により t 単位で表記している。

次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の経緯

（1）概略経緯

平成23年度（千葉ニュータウン9住区計画建設予定地の決定）

- 6月 管理者・副管理者会議にて、「千葉ニュータウン9住区」現泉野1丁目を建設予定地として決定する。

平成24年度（千葉ニュータウン9住区計画の撤回）

- 7月 印西市長選において現印西市長が当選
- 11月 印西市より印西地区環境整備事業組合に対して「千葉ニュータウン9住区計画」の白紙撤回の申し入れが行われた。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置する。

平成25年度（次期中間処理施設の用地を公募）

- 4月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が用地選定の調査審議に着手する。
- 1月 募集期限を3月末として候補地の募集を開始する。
- 3月 候補地募集の結果、岩戸地区1箇所、草深地区1箇所、滝地区1箇所、武西地区2箇所及び吉田地区1箇所、計6箇所から応募申込書が提出される。

平成26年度（建設候補地の選定並びに建設候補地の地元区との基本協定の締結）

- 4月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が応募のあった6箇所に現在地を加えた7箇所を候補地として比較評価に着手する。
- 5月 草深地区について、応募取下書が提出される。
- 6月 武西地区①について、応募取下書が提出される。
- 9月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が候補地の比較評価に関する最終答申書を管理者へ提出する。
- 11月 建設候補地選定会議（管理者・副管理者会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」を設置する。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」を設置する。
- 3月 吉田地区の地元町内会である吉田区と組合が「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を締結する。
（吉田地区を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等を定める）

平成27年度（基本協定に基づき各検討委員会の設置）

- 5月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画に関する調査審議に着手する。
- 5月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等に関する調査審議に着手する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画（案）に関する答申書を管理者へ提出する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等（案）に関する答申書を管理者へ提出する。

平成28年度（施設整備基本計画及び地域振興策基本構想を策定、整備協定書の締結）

- 4月 各検討委員会の答申を受け「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本構想」を策定する。
- 6月 次期中間処理施設整備にあたって、吉田区との約束事をまとめる「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」の協議に着手する。
- 1月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に対するパブリックコメントを募集する。
- 1月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に係る説明会を開催する。
- 3月 吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」を締結する。
（吉田地区を建設予定地として決定することのほか、地域振興策整備費用の上限など、事業推進に関する約束事を定める。）

平成 29 年度次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の予定

平成 29 年 3 月 22 日付けで、新クリーンセンターの建設予定地(印西市吉田地先 約 2.6ha)の地元町内会組織である「吉田区」と整備協定を締結し、平成 40 年度の稼働開始を目途に平成 29 年度は、用地事務を中心とした下記業務を進めている。

業務項目		業務内容等
建設予定地用地測量業務		内 容：建設予定地の確定測量 受託者：鈴木測量設計(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設予定地地質調査業務		内 容：建設予定地内のボーリング調査（6 本） 受託者：サンコーコンサルタント(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設 予定 地 の 用 地 買 収 関 係	建設予定地不動産鑑定業務	内 容：建設予定地の買収価格鑑定 受託者：(有)亀形不動産鑑定事務所・(有)杉田不動産鑑定事務所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 6 月
	建設予定地物件補償調査業務	内 容：建設予定地内の物件補償額算定 受託者：鈴木測量(株) 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 8 月
	税務署協議	内 容：土地譲渡所得の特別控除に係る事前協議 相 手：市川税務署
	地権者説明会	内 容：地権者へ用地買収の基礎的事項を説明 開催日：平成 29 年 7 月末頃を予定
	用地交渉	内 容：公簿面積による買収・個別による交渉 (地権者説明会実施後)
施設整備基本計画追加策定業務		内 容：清掃工場整備基本計画の追加検討（アクセス道路及び水路等の地区外インフラ整備計画を含む） 受託者：(株) エックス都市研究所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
地域振興策基本計画策定業務		内 容：新クリーンセンター周辺地域の活性化に寄与する整備内容の検討 受託者：(株) 流通研究所 期 間：平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月

【印西クリーンセンター基幹的設備改良工事】

資料4

H29.6

	年 度	H29年度								備 考	
	月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
1	受入供給設備 ごみクレーン	→					→			給電ケーブル工事 完了予定:11月	
2	燃焼設備 焼却炉等	→								3号炉耐火物・給塵装置工事 完了予定:12月	
3	燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ等	→								3号炉水冷壁工事 完了予定:12月	
4	給排水・排水処理設備 機器冷却水ポンプ等									H28年度終了	
5	余熱利用設備 タービン起動盤						→			工事予定:11月	
6	通風設備 各送風機	→								3号炉系送風機工事 完了予定:12月	
7	灰出し設備 灰クレーン						→			給電ケーブル工事 工事予定:11月	
8	電気設備 制御装置等						→			3号炉系工事 完了予定:12月	
9	計装・データ処理設備 自動制御システム等						→			3号炉系工事 工事予定:11月	
10	土木・建築工事 屋根防水等									屋根防水工事 完了:5月	
11	性能確認									性能試験予定:2月	
12	全炉停止期間							—			停止予定:11月

印西クリーンセンター基幹的設備改良工事 引渡性能試験（2号炉）における試験項目において、基準値を満足していることを確認しましたので御報告致します。

JFE エンジニアリング(株)

番号	試験項目	基準値	試験結果	判定
1	ごみ処理能力			
	焼却量(W201)	—	1日目 71.71 ton/day 2日目 70.89 ton/day	—
	ごみ質	—	低位発熱量 6,200 kJ/kg (1,480 kcal/kg)	—
2	排ガス*1			
	ばいじん	0.03 g/m ³ N 以下 (1h 平均値)	0.001 g/m ³ N 未満	合格
	硫黄酸化物(SO _x)	50 ppm 以下 (1h 平均値)	1.2 ppm	合格
	塩化水素(HCl)	80 ppm 以下 (1h 平均値)	13 ppm	合格
	窒素酸化物(NO _x)	80 ppm 以下 (1h 平均値)	41 ppm	合格
	ダイオキシン類	1.0 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.084 ng-TEQ/m ³ N	合格
	一酸化炭素(CO)	100 ppm 以下 (1h 平均値) 100 ppm 以下 (4h 平均値)	最大 12 ppm (1h 平均値) 10 ppm (4h 平均値)	合格 合格
3	焼却灰			
	熱しゃく減量	3%以下*2	0.3 %	合格
	ダイオキシン類	3.0 ng-TEQ/g 以下	0.000011 ng-TEQ/g	合格
4	温度			
	燃焼室出口温度 (T207)	800 °C以上*3	逸脱時間なし	合格
	集じん器入口温度 (T209)	概ね 200 °C以下*4	最高 196 °C	合格

備考)

- *1 O₂12%換算値、乾きガス基準とする。
- *2 低位発熱量が 4,190kJ/kg 未満は 5%以下。
- *3 5分以上連続して逸脱する時間の合計が計測時間の 10%を超えないものとする。
- *4 1h 平均値が概ね 200°Cを超えないものとする。

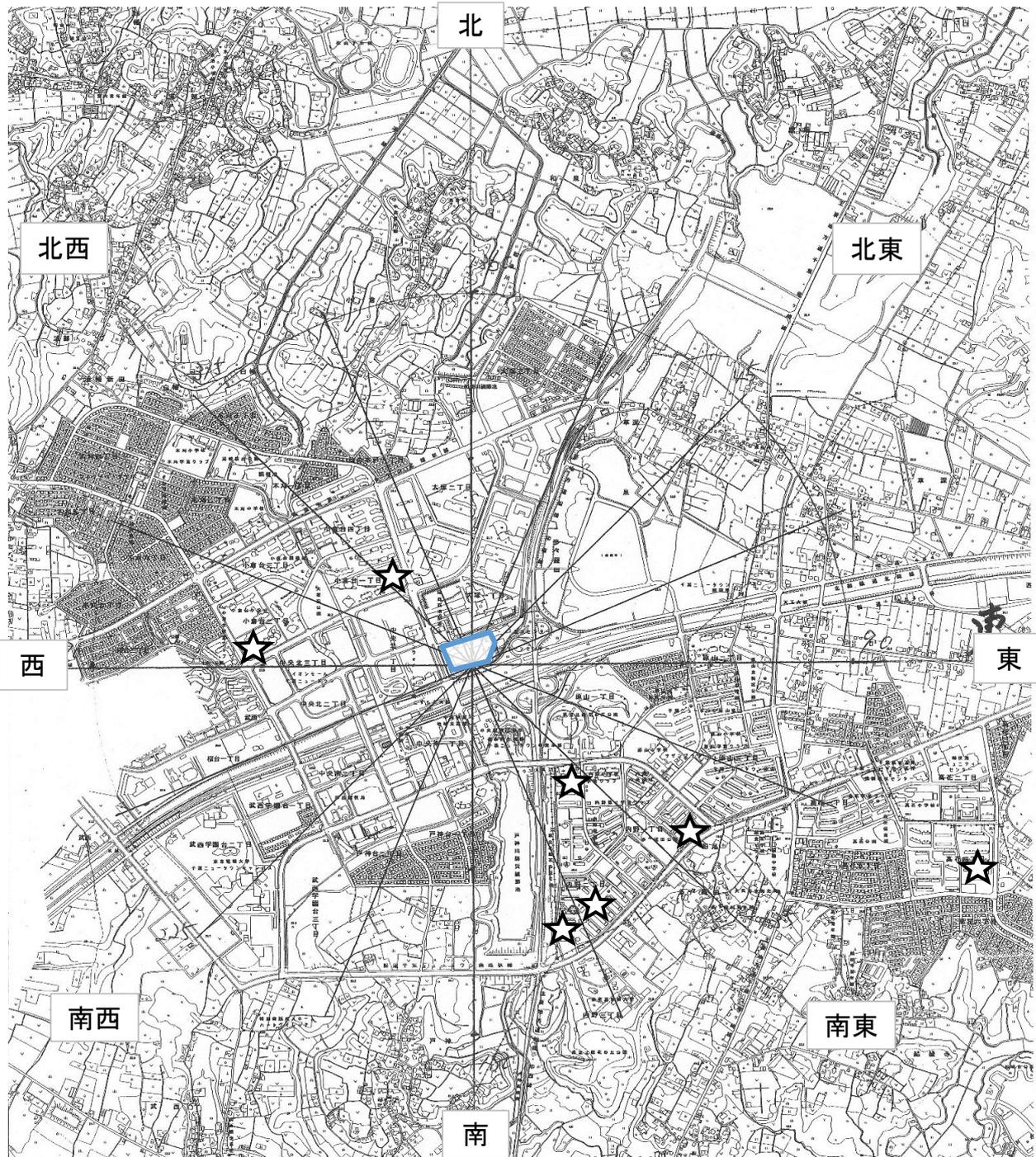
○印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告

(単位:回数)

		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		計				
		臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	計		
北側地区	小倉台一丁目 アビック21自治会 (北西約450m)	風下側	1	3	1	1	1			1			1						1	1			1	9	10	
		風上又は横側	3	1		4	3			4	4	4				4	4	3						0	34	34
		確認できない																						0	0	0
	小倉台二丁目 オネックス自治会 (西約900m)	風下側	3	2	1	1	1			1									1	1				0	10	10
		風上又は横側	1	2	3	3	3	5	5							3	4	4						0	33	33
		確認できない				1																		0	1	1
	一般通報	風下側																						0	0	0
		風上又は横側																						0	0	0
		確認できない																						0	0	0
	計	風下側	0	4	0	5	1	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1		1	19	20
		風上又は横側	0	4	0	3	0	7	0	6	0	7	0	9	0	9	0	7	0	8	0	7		0	67	67
		確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	1
南側地区	内野一丁目 東団地自治会 (南東約1000m)	風下側	1	2	1	3	5	5	3						4	4	2						0	30	30	
		風上又は横側	4	3	4	2				2							1	3					0	19	19	
		確認できない																					0	0	0	
	内野二丁目 西団地自治会 (南東約650m)	風下側				2			5	5					3	3							0	18	18	
		風上又は横側	5	5	5	3	2								2	2	5						0	29	29	
		確認できない																					0	0	0	
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1000m)	風下側		1		1	2	2	1						2	3	1						0	13	13	
		風上又は横側	5	3	4	4	2	3	4						2	2	4						0	33	33	
		確認できない																					0	0	0	
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1050m)	風下側		1		2	2	3	3						1	1							0	13	13	
		風上又は横側	5	3	4	3	2	2	1						1	3	5						0	29	29	
		確認できない													2								0	2	2	
高花四丁目 町内会 (東南東約2000m)	風下側	1		1	1	2	4	4						2	4							0	19	19		
	風上又は横側	3	5	3	3	2		1						2		4						0	23	23		
	確認できない																					0	0	0		
一般通報	風下側																					0	0	0		
	風上又は横側																					0	0	0		
	確認できない																					0	0	0		
計	風下側	0	2	0	4	0	2	0	9	0	11	0	19	0	16	0	12	0	15	0	3		0	93	93	
	風上又は横側	0	22	0	19	0	20	0	15	0	8	0	5	0	8	0	7	0	8	0	21		0	133	133	
	確認できない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	2	2	
合計	風下側	0	6	0	9	1	4	0	11	0	12	0	20	0	16	0	13	0	17	0	4		1	112	113	
	風上又は横側	0	26	0	22	0	27	0	21	0	15	0	14	0	17	0	14	0	16	0	28		0	200	200	
	確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	3	3	

※風下側には、「やや風下側」を含む。

☆ 臭気モニタリング地点(H28.7月～H29.6月)



白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を、発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置（白煙防止装置）にも利用していました。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となり、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に、白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため「白煙防止装置」があります。

しかし、エネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは、「白煙防止装置」で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的として、「白煙防止装置」の運用を停止してまいりました。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月末までの 1 年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。

平成29年度環境委員会 議題

1. 操業報告
- 2 工場移設の進行状況
- 3 現在地の設備の改善状況
- 4 工場周辺地域の臭気測定報告
- 5 その他

回答は文書で

01-誘引送風機のマグネットコンタクタの交換は完了したか？

進捗状況と費用を提示されたい。

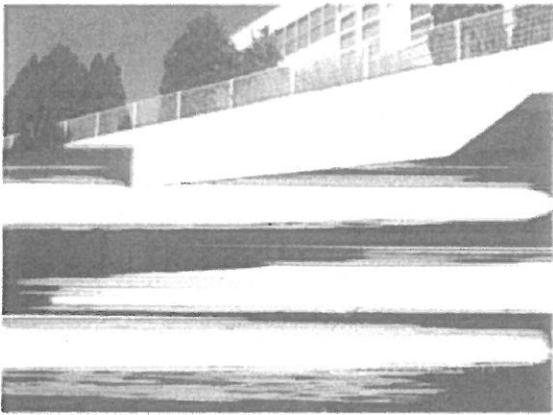
02-年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求める

- (1)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書
- (2)印西地区ごみ処理実施計画
- (3)印西クリーンセンター維持管理に関する計画
- (4)一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
- (5)印西クリーンセンター環境委員会細則
- (6)環境用語解説
- (7)緊急時対応マニュアル

03-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）

千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

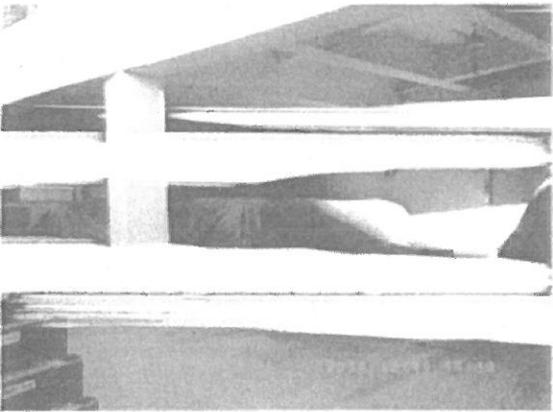
- (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。
- (2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？
- (3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？



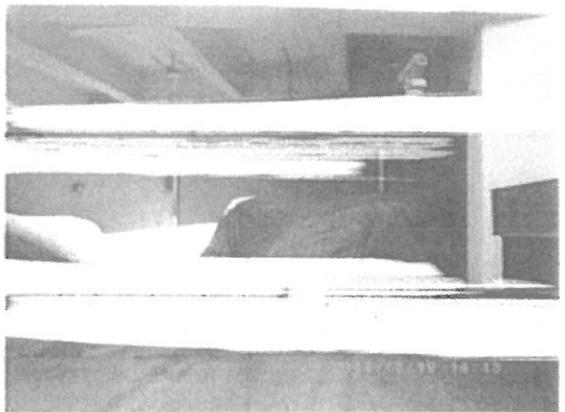
保管場所ほぼ全景



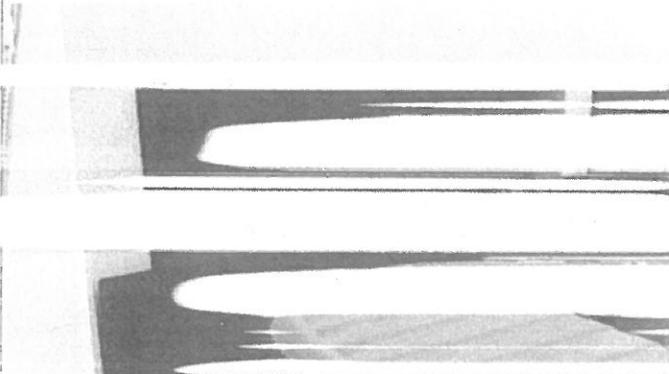
掲示板



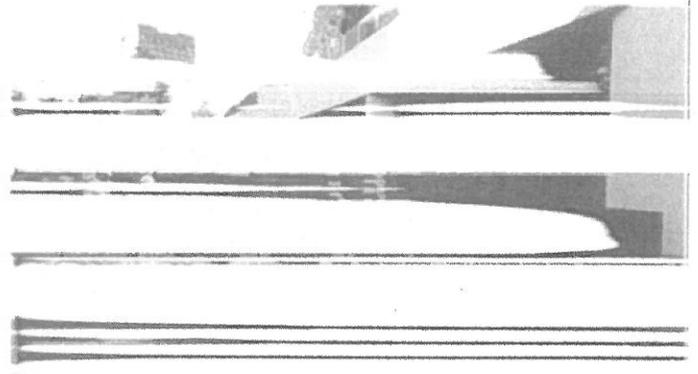
保管場所ほぼ全景の左側
(追加作業物は茶色シートの下)



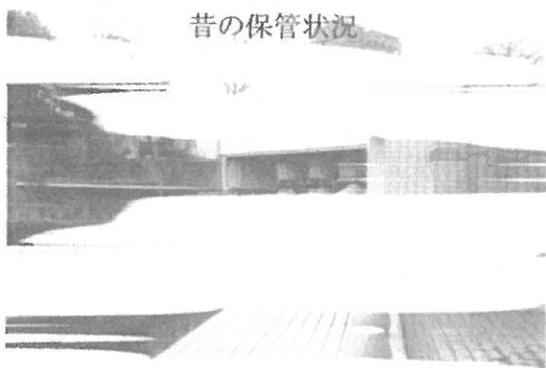
保管場所ほぼ全景の右側
(追加作業物は茶色シートの下)



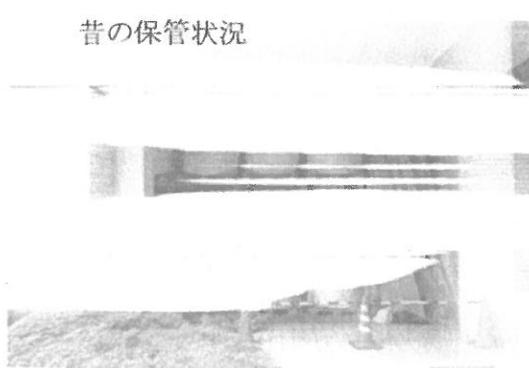
保管場所ほぼ全景の左側（上方から）
追加作業物は茶色シートの下



保管場所ほぼ全景の右側（上方から）
追加作業物は茶色シートの下



昔の保管状況



昔の保管状況

04-資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）の検出下限値で、「2（134または137）」と記載されているのはいかなる理由か？

放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。

放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成25年3月第2版）（環境省）の5-34ページの記載例は下記の通り。

測定場所の住所、施設名	住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 施設名：〇〇市清掃センター			
試料採取年月日	平成24年2月27日			
試料採取者名	〇〇株式会社			
試料採取位置	1号炉 煙突			
放射能濃度分析方法	ゲルマニウム半導体検出器 (ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（平成4年 文部科学省）)			
分析結果				
試料名	放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
1号炉煙突 (ろ紙部)	セシウム134	2.5 Bq/m ³ (N)	 	1.5 Bq/m ³ (N)
	セシウム137	3.2 Bq/m ³ (N)	 	1.5 Bq/m ³ (N)
1号炉煙突 (ドレン部)	セシウム134	不検出 Bq/m ³ (N)	 	1.8 Bq/m ³ (N)
	セシウム137	不検出 Bq/m ³ (N)	 	1.9 Bq/m ³ (N)
1号炉煙突 (ろ紙部とドレン部の合計)	セシウム134	4.3 Bq/m ³ (N)	4.3/20=0.22	
	セシウム137	5.1 Bq/m ³ (N)	5.1/30=0.17	
	合計	 	0.39	
備考1：分析結果が検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示する。 備考2：濃度限度に対する割合及びろ紙部とドレン部の合計の計算において、分析結果が検出下限値未満であった場合は、検出下限値を用いて計算する。				
分析者名	〇〇株式会社 分析責任者：〇〇 〇〇			

(参考)環境委員会平成26年度第4回20150306「会議録」の「⑥印西クリーンセンターの排ガスの放射エネルギー測定結果について

(1)ですが測定方法はJISに定められた方法で測定していますので、変わることはありません。また、平成23年12月に環境省からガイドラインが出ましたので、平成24年度からは測定項目が変更になっています。

(2)の検出下限値はガイドラインに基づき、2Bq/m³になります。

[乙委員]ガイドラインに数値が書いてあるからではなくて、その測定ごとに検出下限値が出ているはずで

す。

[甲委員]検出下限値は、ガイドラインで2ベクレルと出ていますので、それに合わせています。

[乙委員]それは何を合わせていますか。

[甲委員]分析業者それぞれ検出下限値が異なっているので、測定仕様で指示しています。

[乙委員]その都度、測定の検出下限値は違うので、そのままの値を表示すべきで、2ベクレルだから2ベクレルだとか表示するのはおかしいのではないですか。

[甲委員]あくまでもガイドラインに沿っての測定をしています。

[乙委員]ガイドラインにそう書いてありますか。

2ベクレルというのは、あくまでもミニマムに数値を提示しているだけで、その数値を書きなさいと書いてありますか。

[甲委員]その数値にしなさいとは書いてありません。

ですが、少し記憶が曖昧ですけれど2ベクレルの下限値で構いませんという表示でした。」と回答。

平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問4 排ガス中の放射性セシウムの測定結果」でも回答されているが、全く回答になっていない。再考を求めるものである。

05-「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 <結果に基づく勧告>」(総務省行政評価局2016年3月1日発表)に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視<勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要>」(総務省行政評価局2016年12月13日発表)で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2)施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等からの指導はあったか?(過去に100トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている)に

平成28年度第4回(平成29年3月4日開催)の会議録の「質問5 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」で「【回答】環境省等からの指導はありませんが、現在は焼却炉の設計値である100t/dを超えないような運転を心がけています。」と回答。

組合のホームページで公開されている「維持管理に関する計画」(2015年5月8日)では「1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。」と記載されている

平成27年度第3回印西クリーンセンター環境委員会(平成27年12月5日)の会議録(概要版)では「自治会側から事前に提出された質問以外の質問で

[乙委員]維持管理の状況について、ホームページにデータが掲載されています。その中で3号炉に関して、焼却能力は、1日当たり100トンと書いてありますが、今まで出た中では最大108トンぐらい焼却している例があるのですが、これは問題ないですか。

[甲委員]3号炉の焼却運転については100トンです。ごみの質、重さ、比重により若干100トンをオーバーすることがあります。それは、県からも指摘をされており、焼却条件やごみ質の均質化などをはかり、100トンを守るような形で焼却していきたいと現在、県と協議しています。

[乙委員]法律には違反していないのですか。県がやめなさいといったら、100トンに抑えるようにするのですか。

[甲委員]焼却炉なので、ごみの投入、回数、時間のとり方によって焼却量がオーバーする可能性がありますので、そのことも含め、県と協議しています。

[乙委員]協議の結果はいつごろ出ますか。

[甲委員]いつごろまでというようなことは確認しておりません。」と回答している。

また、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の「第3条 工場のごみ焼却施設は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24hとする。」と記載している。

このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書等遵守の表明実施を要求する。

電算用記録用紙 (平成22年度)

電算用記録用紙 (平成23年度)

電算用記録用紙 (平成24年度)

電算用記録用紙 (平成25年度)

		検閲量 1日		
日付	1号機	2号機	3号機	
4月	1日~30日			
最	小	38.73	37.87	
大	小	80.35	87.09	
均	大	73.54	79.43	
5月	1日~31日			
最	小	34.69	93.07	
大	小	89.22	106.10	
均	大	79.19	96.42	
6月	1日~30日			
最	小	41.72	91.50	
大	小	84.34	107.44	
均	大	73.95	100.76	
7月	1日~31日			
最	小	31.75	48.89	
大	小	84.05	108.35	
均	大	78.27	98.14	
8月	1日~31日			
最	小		93.94	
大	小		112.60	
均	大		101.75	
9月	1日~30日			
最	小	36.20	48.50	
大	小	80.74	112.28	
均	大	75.82	98.81	
10月	1日~31日			
最	小	32.16	70.76	
大	小	79.16	91.25	
均	大	71.30	78.43	
11月	1日~15日、16日~30日			
最	小	4.47	96.15	
大	小	80.21	106.40	
均	大	66.09	97.70	
12月	1日~29日			
最	小	35.19	43.38	
大	小	78.59	106.94	
均	大	63.83	96.39	
1月	1日~31日			
最	小	39.42	45.51	
大	小	83.25	114.03	
均	大	66.90	93.97	
2月	1日~28日			
最	小	19.91	37.89	
大	小	74.23	99.98	
均	大	48.31	81.61	
3月	1日~31日			
最	小	66.97	28.92	46.23
大	小	91.21	73.62	46.23
均	大	74.65	41.75	46.23

		検閲量 1日		
日付	1号機	2号機	3号機	
4月	1日~30日			
最	小	30.31	36.45	12.74
大	小	76.45	78.22	99.11
均	大	53.28	72.27	89.60
5月	1日~31日			
最	小			93.98
大	小			105.63
均	大			98.35
6月	1日~30日			
最	小	40.6	35.43	46.37
大	小	82.78	86.16	105.01
均	大	76.45	70.13	85.41
7月	1日~31日			
最	小	34.63	35.71	19.03
大	小	78.91	80.19	108.56
均	大	66.77	73.67	90.42
8月	1日~31日			
最	小	38.00		95.99
大	小	83.02		108.27
均	大	70.18		101.44
9月	1日~30日			
最	小	35.59	37.04	48.37
大	小	84.87	92.42	104.04
均	大	77.09	75.48	84.84
10月	1日~31日			
最	小	32.36	67.57	
大	小	75.46	79.94	
均	大	74.20	71.82	
11月	1日~1日、15日~30日			
最	小	30.67	23.29	46.58
大	小	79.27	76.84	104.30
均	大	66.96	67.79	93.22
12月	1日~29日			
最	小	32.96	37.07	42.62
大	小	77.61	77.07	105.48
均	大	63.00	65.95	92.90
1月	1日~31日			
最	小	26.99		42.37
大	小	77.96		97.69
均	大	67.48		88.29
2月	1日~29日			
最	小	28.34	38.41	
大	小	78.17	102.64	
均	大	58.41	90.91	
3月	1日~31日			
最	小	6.69	67.61	
大	小	30.67	90.54	
均	大	37.64	74.37	

		検閲量 1日		
日付	1号機	2号機	3号機	
4月	1日~30日			
最	小	31.28	33.01	47.62
大	小	59.73	86.22	105.99
均	大	63.89	69.24	94.35
5月	1日~31日			
最	小	9.97		93.20
大	小	79.60		104.15
均	大	64.30		98.96
6月	1日~30日			
最	小		35.49	45.75
大	小		81.69	108.44
均	大		73.55	99.95
7月	1日~31日			
最	小	31.32	35.91	
大	小	78.31	82.14	
均	大	71.44	73.73	
8月	1日~31日			
最	小	30.55		45.13
大	小	76.36		108.53
均	大	69.26		93.59
9月	1日~30日			
最	小	30.92	38.39	46.75
大	小	81.46	83.16	107.50
均	大	73.83	74.13	97.63
10月	1日~31日			
最	小	33.68	70.47	
大	小	79.22	82.94	
均	大	73.36	76.82	
11月	1日~9日、20日~30日			
最	小	33.60	34.87	51.96
大	小	77.94	77.95	104.70
均	大	68.52	70.45	94.92
12月	1日~29日			
最	小	30.25	39.18	
大	小	75.33	105.28	
均	大	64.62	94.36	
1月	1日~31日			
最	小	29.84	51.63	
大	小	75.44	102.39	
均	大	65.37	94.30	
2月	1日~28日			
最	小	26.52		84.36
大	小	67.13		95.69
均	大	46.58		87.22
3月	1日~31日			
最	小	29.63	40.45	46.38
大	小	77.03	75.35	100.30
均	大	68.41	69.87	86.76

		検閲量 1日		
日付	1号機	2号機	3号機	
4月	1日~30日			
最	小		34.56	45.06
大	小		78.57	104.81
均	大		72.78	92.96
5月	1日~31日			
最	小			94.6
大	小			101.95
均	大			99.68
6月	1日~30日			
最	小		40.72	43.85
大	小		80.16	108.71
均	大		75.02	90.47
7月	1日~31日			
最	小		36.82	40.66
大	小		77.12	104.81
均	大		72.30	97.91
8月	1日~31日			
最	小			93.33
大	小			108.62
均	大			102.90
9月	1日~30日			
最	小		32.30	35.56
大	小		78.01	108.75
均	大		71.55	90.35
10月	1日~31日			
最	小		33.10	69.73
大	小		72.07	80.92
均	大		67.78	73.97
11月	1日~8日、19日~30日			
最	小		29.90	28.92
大	小		71.52	74.83
均	大		61.20	71.57
12月	1日~29日			
最	小		32.50	31.01
大	小		72.81	72.98
均	大		63.84	63.31
1月	1日~31日			
最	小		30.13	40.94
大	小		74.54	105.32
均	大		64.70	94.67
2月	1日~28日			
最	小			31.22
大	小			74.77
均	大			62.46
3月	1日~31日			
最	小		31.79	33.83
大	小		78.06	82.98
均	大		68.90	74.24

電算用記録用紙 (平成26年度)

電算用記録用紙 (平成27年度)

電算用記録用紙 (平成28年度)

		検閲量 1日		
日付	1号機	2号機	3号機	
4月	1日~30日			
最	小	40.14		43.41
大	小	71.98		98.15
均	大	66.16		85.42
5月	1日~31日			
最	小	38.10	89.06	
大	小	91.4	101.14	
均	大	79.12	96.13	
6月	1日~30日			
最	小	31.80	68.28	46.47
大	小	76.3	92.1	101.91
均	大	70.24	76.72	85.38
7月	1日~31日			
最	小	33.29	33.4	17.21
大	小	77.94	33.42	95.26
均	大	73.22	33.41	84.62
8月	1日~31日			
最	小			93.3
大	小			102.51
均	大			97.11
9月	1日~30日			
最	小	26.32	36.03	43.11
大	小	75.92	79.41	103.69
均	大	69.41	72.82	84.80
10月	1日~31日			
最	小	32.97	70.95	
大	小	75.64	79.80	
均	大	69.28	76.06	
11月	1日~7日、19日~30日			
最	小	34.97	38.80	40.30
大	小	77.84	80.31	99.68
均	大	69.08	74.73	87.38
12月	1日~29日			
最	小	29.21	36.29	69.29
大	小	73.57	79.63	101.41
均	大	68.77	71.84	83.83
1月	1日~31日			
最	小	33.31	38.95	
大	小	72.47	97.20	
均	大	69.56	86.10	
2月	1日~28日			
最	小	23.96		88.30
大	小	78.30		101.09
均	大	66.10		92.13
3月	1日~31日			
最	小	31.86	28.74	42.31
大	小	78.12	72.00	94.60
均	大			

06-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。

JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。

カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか。上記3物質の計量証明を取得しているのか? 「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。」に平成28年度第2回環境委員会で回答があった。

(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか?

(2)JIS K-0083の2006年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも関わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083の2006年改定に関して指摘されたから、カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用したと記載を変更しているが))。責任は?

(3)会議録には「10年間放置に関する確認は?」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か?」に対して、平成28年度第3回環境委員会で「【回答】(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境測量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。

(2)JIS K-0083の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。

[乙委員]5工場というのはどこですか。

[甲委員]佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。」と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせした結果添付の回答を得た。平成28年度第3回環境委員会でこの回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か?

また、「(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。という質問に対して

【回答】

前回の環境委員会でも回答していますが、「近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場(船橋市北部、松戸市)はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。」

[乙委員]カルシウムは測定していないと言っているのです。前回の質問を全部含めるという理解ですか。

[甲委員]カルシウムとか、どの項目を測定しているとかは回答しておりません。ただ、JISのK-0083に準ずる測定をしておりますとご回答しておりますので、矛盾はございませんとお答えしています。」と記載されているが、全く回答になっていない。

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。

また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。

組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。

このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。

(公害防止協定値)

第6条 甲は、公害防止対策として、次の協定値を守るものとする。

- (1) 排出ガス基準 (煙突出口) 別表 1
- (2) 騒音値 (敷地境界線) 別表 2
- (3) 振動値 (敷地境界線) 別表 3
- (4) 悪臭値 (敷地境界線) (排出口) 別表 4
- (5) 水の排出基準 別表 5

なお、参考(値)として環境基準(値)を別表6に示す。

2 前項に定めのない物質のうち、法令等に規制値が定められている物質及び将来において、法令等により新たに規制値が定められた物質については、甲は法令に定める規制値を準用し、守らなければならない。

(補助燃料)

第7条 工場で使用する焼却炉の補助燃料は、白灯油とする。

(調査測定等)

第8条 甲は、環境保全対策として次に定める事項について、調査測定し、委員会に報告するものとし、その測定方法等については、別表7によるものとする。

- (1) 搬入ごみ組成及びごみの量
- (2) 第6条に定めた排出ガス、騒音、振動、臭気等の調査を行う。
- (3) 排出ガス中の重金属類の精密測定を、年2回以上行う。
- (4) 環境基準(値)は、大気測定車等による固定点観測、記録を行う。
その方法については、委員会において別途協議する。

別表7

項 目		頻 度	測 定 方 法
排 ガ ス 分 析	硫 黄 酸 化 物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0103
	ば い じ ん	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISZ 8808
	塩 化 水 素	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0107
	窒 素 酸 化 物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0104
	ダ イ オ キ シ ン 類	年1回以上	ダイオキシン類標準 測定分析マニュアル
	重 金 属 類	年2回	JISK 0083 JISK 0222
放 流 水 分 析		年1回	環告第59号 環告第64号 JISK 0102
悪 臭	悪 臭 物 質 分 析	年2回(2ポイント)	環告第9号(8項目)
	悪 臭 物 質 官 能 試 験	年2回(2ポイント)	三点比較式臭袋法 ・千葉県
騒 音 測 定		年2回(2ポイント)	JISZ 8731
振 動 測 定		年2回(2ポイント)	JISZ 8735
ご み 質 分 析		年4回	環整第95号

(事情変更による改定協議)

第15条 協定締結後、技術水準の向上、社会情勢の変化、その他事情の変更により、本協定に定める条項の全部又は一部が不適当となったときには、甲、乙はその改定について、協議することが出来る。この場合、双方誠意をもって、これに應ずるものとする。

船橋市役所 FAX 送信票			
平成 28 年 12 月 7 日			
宛名	印西クリーンセンター環境委員 キョ 様		
FAX番号	0476 - 46 - 3000		
件名	船橋市北部清掃工場の排ガス測定 の件について	送付枚数	1 枚 (本票を含む)
通格事項	<p>いつも大変お世話になっております。先日の電話の件について お答えします。</p> <p>船橋市北部清掃工場では、排ガス中の重金属測定で「カルシウム」 は測定していませんが「銅」「亜鉛」は測定しています。</p> <p>「銅」「亜鉛」の測定方法は、いずれも排ガス中の煤塵を「15 Z8908」で「ろ紙」に捕集し、捕集した「ろ紙」を硝酸等 の酸で溶出し、TISK0083のICPによる分析法に基き る測定をしています。</p> <p>一般廃棄物焼却炉の排ガス中の「銅」「亜鉛」分析については 法的に測定する義務はなく、測定方法も定められていませんの で、この方法を使用しています。</p> <p>以上です。</p>		
発信者	船橋市役所 北部清掃工場	担当者	伊藤 宏芳
電話番号	047 - 457 - 5341	文書主任	
FAX番号	047 - 457 - 7309		

07-水銀対策の必要性

平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか

08-平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書

平成28年度第2回 印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)の「質問7. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成28年6月(1) データが付属していない理由は?(2) ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

【回答】(1) 実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に記載しています。

(2) 平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か?

第1回環境委員会での要望と質問

印西地区環境整備事業組合は、なぜ、「みんなのメダルプロジェクト」に参加しないのか？

東京2020組織委員会は、「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」を立ち上げ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の約5000個の金・銀・銅メダルを家庭の使用済み小型家電（28品目）で作ることを決め、全国の自治体に参加することを要請し、今年の4月1日から集め始めております。

参加自治体の他にNTTドコモや認定事業者が拠点回収や宅配便回収等で参加しています。

目的は、東京2020年大会をきっかけに、持続可能な社会の仕組みを作ることです。

これは非常に良い取り組みであり、現在、自治体が行っている回収ボックスによる使用済み小型家電の回収を促進することにもつながります。今のところ、千葉県で準備中を含めて参加の意思表示をしている自治体は54中18自治体（下表）であり、千葉県人口（約625万人）の65%に達していますが、そこには、印西市、白井市、栄町の名前がありません。印西地区も是非参加することを要望します！

No.	参加自治体	状況	回収方法	人口
1	旭市	回収をスタート	ボックス	65,682
2	いすみ市	7月回収開始の予定	ボックス	37,572
3	市川市	回収に向けて準備中	—	488,646
4	市原市	回収に向けて準備中	—	273,094
5	浦安市	6月回収開始の予定	ボックス/イベント	167,977
6	大網白里市	7月回収開始の予定	ボックス	48,805
7	大多喜町	回収に向けて準備中	—	9,483
8	御宿市	回収をスタート	ボックス	7,154
9	柏市	6月回収開始の予定	ボックス/イベント	419,762
10	鎌ヶ谷市	回収をスタート	ボックス/イベント	109,148
11	鴨川市	回収をスタート	ボックス	33,249
12	千葉市	回収をスタート	ボックス	974,759
13	長南町	回収をスタート	ボックス	7,944
14	習志野市	回収に向けて準備中	ボックス	172,169
15	船橋市	6月回収開始の予定	ボックス	630,185
16	松戸市	回収をスタート	ボックス	487,509
17	南房総市	回収に向けて準備中	—	37,921
18	四街道市	回収をスタート	ボックス	90,355
			合計	4,061,414

質問1； 何故参加しないのですか？

質問2； 参加しないと決めたのは、いつ、どこでですか？組合議会ですか？

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問 事 項	回 答
<p>1. 誘引送風機のマグネットコンタクタの交換について 誘引送風機のマグネットコンタクタの交換は完了したか？ 進捗状況と費用を提示されたい。</p>	<p>6月8日に交換済みです。費用は定期修理として他の項目とまとめて契約しておりますので、正確な金額は把握できておりませんが、概ね50万円程度と推測しております。</p>
<p>2. 環境委員会配布文書について 年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求める (1)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書 (2)印西地区ごみ処理実施計画 (3)印西クリーンセンター維持管理に関する計画 (4)一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 (5)印西クリーンセンター環境委員会細則 (6)環境用語解説 (7)緊急時対応マニュアル</p>	<p>(5)印西クリーンセンター環境委員会細則、(6)環境用語概説については、お配りしてありますが、その他の文書についてもご希望により、配布いたします。 会議終了後、ご希望をお伺いし、後日の配布とさせていただきたいと思っております。 なお、これらの文書については、印西クリーンセンターのホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。</p>
<p>3. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について 環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。 (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。 (2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？ (3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？</p>	<p>(1)環境省からの協議申し入れはありません。 (2)印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。 (3)指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。 指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。 指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。</p>

4. 排ガス中の放射性セシウムの測定結果について

資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果(セシウム 134 と 137 の合計値)の検出下限値で、「2(134または137)」と記載されているのはいかなる理由か？放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。放射能濃度等測定方法ガイドライン(平成25年3月 第2版)(環境省)の5-34 ページの記載例は下記の通り。(資料7-P40)

(参考)環境委員会平成26年度第4回 20150306「会議録」の「⑥印西クリーンセンターの排ガスの放射能量測定結果について(1)ですが測定方法は JIS に定められた方法で測定していますので、変わることはありません。また、平成 23 年 12 月に環境省からガイドラインが出ましたので、平成 24 年度からは測定項目が変更になっています。(2)の検出下限値はガイドラインに基づき、2 Bq/m³になります。

[乙委員]ガイドラインに数値が書いてあるからではなくて、その測定ごとに検出下限値が出ているはずです。

[甲委員]検出下限値は、ガイドラインで 2 ベクレルと出ているので、それに合わせています。

[乙委員]それは何を合わせていますか。

[甲委員]分析業者それぞれ検出下限値が異なっているので、測定仕様で指示しています。

[乙委員]その都度、測定の検出下限値は違うので、そのままの値を表示すべきで、2 ベクレルだから 2 ベクレルだとか表示するのはおかしいのではないですか。

[甲委員]あくまでもガイドラインに沿っての測定をしています。

[乙委員]ガイドラインにそう書いてありますか。2 ベクレルというのは、あくまでもミニマムに数値を提示しているだけで、その数値を書きなさいと書いてありますか。

[甲委員]その数値にしなさいとは書いてありません。ですが、少し記憶が曖昧ですけど 2 ベクレルの下限値で構いませんという表示でした。」と回答。

2 ベクレルの根拠を国へ問い合わせたところ、セシウムの空気中の濃度限度は 20 から 30 ベクレル(セシウム 134:20 ベクレル セシウム 137:30 ベクレル)のため、その10分の1で 2 ベクレルを検出下限値に採用すれば、十分な精度を得られるからとのことでした。

分析業者へ問い合わせたところ、放射能検出器のカウント時間を増やせば 2 ベクレル以下まで測定できますが、国のガイドラインに沿って報告書は検出下限値を 2 ベクレルとしているとのことでした。

実際の検出下限値を出してもらえるか分析業者へ問い合わせているところです。

<p>平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問4 排ガス中の放射性セシウムの測定結果」でも回答されているが、全く回答になっていない。再考を求めるものである。</p>	
<p>5. 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視について 「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>」(総務省行政評価局 2016年3月1日発表)に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視<勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要>」(総務省行政評価局 2016年12月13日発表)で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2)施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等からの指導はあったか？(過去に100トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている)」に平成28年度第4回(平成29年3月4日開催)の会議録の「質問5 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」で「【回答】環境省からの指導はありませんが、現在は焼却炉の設計値である100t/dを超えないような運転を心がけています。」と回答。組合のホームページで公開されている「維持管理に関する計画」(2015年5月8日)では「1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うものとします。」と記載されている平成27年度第3回印西クリーンセンター環境委員会(平成27年12月5日)の会議録(概要版)では「自治会側から事前に提出された質問以外の質問で[乙委員]維持管理の状況について、ホームページにデータが掲載されています。その中で、3号炉に関して、焼却能力は、1日当たり100トンと書いてありますが、今まで出た中では最大108トンぐらい焼却している例があるのですが、これは問題ないですか。[甲委員]3号炉の焼却運転については100トンです。ごみの質、重さ、比重により若干100トンを超えてしまうことがあります。それは、県からも指摘をされており、焼却条件やごみ質の均質化などをはかり、100トンを守るような形で焼却していきたいと現在、県と協議しています。」</p>	<p>いままでの環境委員会でもお答えしていますが、現在は 焼却炉の設計値である1炉当たり100t/dを超えないような運転を心がけています。 ご質問の中にもありますが、協定書の「焼却量は 300t/24Hとする。」と記載しておりますので、違反行為としての認識はございません。</p>

[乙委員]法律に違反していないのですか。県がやめなさいといったら、100トンに抑えるようにするのですか。[甲委員]焼却炉なので、ごみの投入、回数、時間のとり方によって焼却量がオーバーする可能性がありますので、そのことも含め、県と協議しています。[乙委員]協議の結果はいつごろ出ますか。[甲委員]いつごろまでというようなことは確認しておりません。」と回答している。また、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の「第3条 工場のごみ焼却施設は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24Hとする。」と記載している。このような違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書等遵守の表明実施を要求する。

6. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について
表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか、上記3物質の計量証明を取得しているのか?「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。」に平成28年度第2回環境委員会で回答があった。
(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか?(2)JIS K-0083の2006年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも関わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083の2006年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用したと記載を変更しているが))。責任は?(3)会議録には「10年間放置に関する確認は?」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か?」に対して、平成28年度第3回環境委員会で

いままでの環境委員会でもお答えしていますが、船橋市北部清掃工場はJIS K-0083を準用して銅、亜鉛を測定し、環境計量士による計量証明書を取得しています。

排ガス中の重金属測定を始めた当初からカルシウム、銅、亜鉛はJISで定めた測定方法がなく、JIS K-0083を準用して測定していたもので、協定書に基づいて現在まで測定しております。

したがって、違反行為としての認識はございません。

【回答】(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境測量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。(2)JIS K-0083の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。[乙委員]5工場というのはどこですか。[甲委員]佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。」と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせした結果添付の回答を得た。平成28年度第3回環境委員会での回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か？また、「(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。という質問に対して【回答】前回の環境委員会でも回答していますが、「近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場(船橋市北部、松戸市)はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。」「[乙委員]カルシウムは測定していないと言っているのです。前回の質問を全部含めるという理解ですか。[甲委員]カルシウムとか、どの項目を測定しているとかは回答しておりません。ただ、JIS K-0083に準ずる測定をしておりますとご回答しておりますので、矛盾はございませんと答えしています。」と記載されているが、全く回答になっていない。印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。

7. 水銀対策の必要性について

平成28年第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか

排出ガス中の水銀については、重金属測定にて年2回分析しています。

設置の検討をしましたが、水銀自動計測器の導入は建物の一部解体工事及び計装機器の改造も必要になり、次期施設が計画され

	<p>ている現在では、予算の計上も難しいため設置不可能の見込みです。</p>
<p>8. 平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について</p> <p>平成28年度第2回 印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)の「質問7、平成 27 年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について・平成 28 年 6 月(1)データが付属していない理由は？(2)ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。【回答】(1)実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。(2)平成 27 年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので平成 24 年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成 28 年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成 28 年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か？</p>	<p>印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要を理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値(データ)は、報告事項1にて確認をお願いします。</p> <p>3ページ(2)ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2)放射性物質、(3)空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。</p>
<p>9. 「みんなのメダルプロジェクト」への参加について</p> <p>印西地区環境整備事業組合は、なぜ、「みんなのメダルプロジェクト」に参加しないのか？</p> <p>東京 2020 組織委員会は、「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」を立ち上げ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5000 個の金・銀・銅メダルを家庭の使用済み小型家電(28 品目)で作ることを決め、全国の自治体に参加することを要請し、今年の 4 月 1 日から集め始めております。参加自治体の他に NTTドコモや認定事業者が拠点回収や宅配回収等で参加しています。目的は、東京 2020 年大会をきっかけに、持続可能な社会の仕組みを作ることです。これは非常に良い取り組みであり、現在、自治体が行っている回収ボックスによる使用済み小型家電の回収を促進することにもつながります。今のところ、千葉県で準備中を含めて参加</p>	<p>質問 1: 当組合にて現在小型家電の回収を行っているところですが、ご存じのとおり、2市1町にて回収したものを一括し、小型家電リサイクル法 再資源化事業の認定事業者へ引渡し(有償)しています。メダルプロジェクトへの参加につきましては、当該事業者との契約内容の検討、また、構成市町の意向等を踏まえ検討してまいります。</p> <p>なお、印西市におきましては、携帯電話専用・回収ボックスの設置をし、6月中旬より参加しております。</p> <p>質問 2: 参加しないとの決定はしておりません。</p>

の意思表示をしている自治体は54中18自治体であり、千葉県人口(約625万人)の65%に達していますが、そこには、印西市、白井市、栄町の名前がありません。印西地区も是非参加することを要望します！

質問1:何故参加しないのですか？

質問2:参加しないと決めたのは、いつ、どこでですか？組合議会ですか？

平成28年度印西クリーンセンター操業実績
及び公害防止協定に基づく環境報告書

平成29年6月

印西地区環境整備事業組合

目 次

報告 1 平成 28 年度操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

- | | |
|---|--------|
| 1. 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況 | P1～3 |
| 2. 公害防止協定等に基づく環境測定計画及び放射能対策特別措置法に基づく放射能測定計画 | P4 |
| 3. 排出ガス測定結果 | P5 |
| 4. 騒音・振動測定結果 | P6 |
| 5. 悪臭測定結果 | P7～8 |
| 6. 処理水の水質測定結果 | P9 |
| 7. ごみ質分析結果 | P10 |
| 8. ダイオキシン及び放射能の測定結果（焼却灰・処理飛灰、空間線量） | P11～14 |

報告 2 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況 P15

報告1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

1. 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

今回、平成28年度の月別ごみ搬入量及び焼却量、操業状況を報告します。報告事項1(表-1)

(1)ごみ搬入量

①ごみ総搬入量

・平成28年度ごみ総搬入量は46,056tで昨年度と比べ、227tの増となっています。報告事項1(表-1)

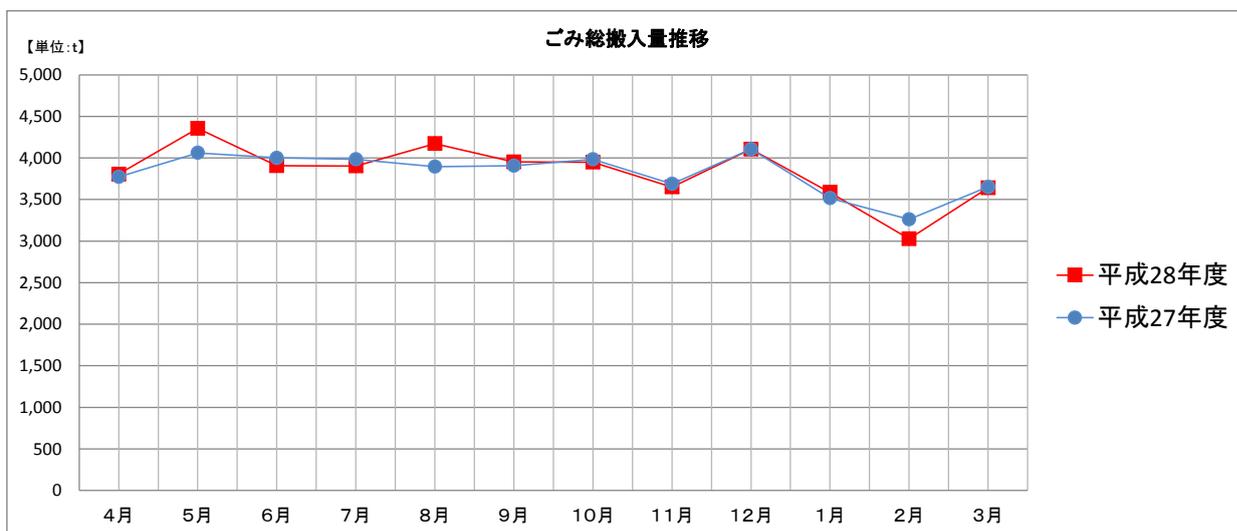


図-1

②1人1日当たりのごみ量(事業系を除く)

・平成28年度1日1人当たりのごみ量は平均で509gで昨年度と比べて5gの減となっています。報告事項1(表-1)

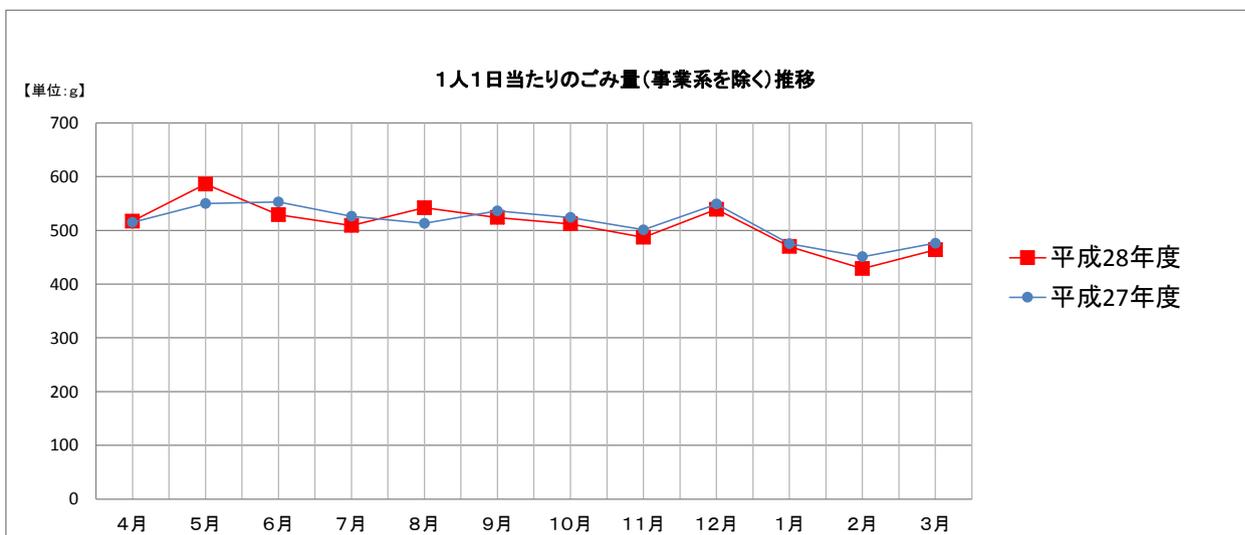


図-2

③各構成市町1人1日当たりのごみ量(事業系を除く)

・平成28年度各構成市町1人1日当たりのごみ量は平均で印西市521g、白井市492g、栄町506gとなっています。 報告事項1(表-1)

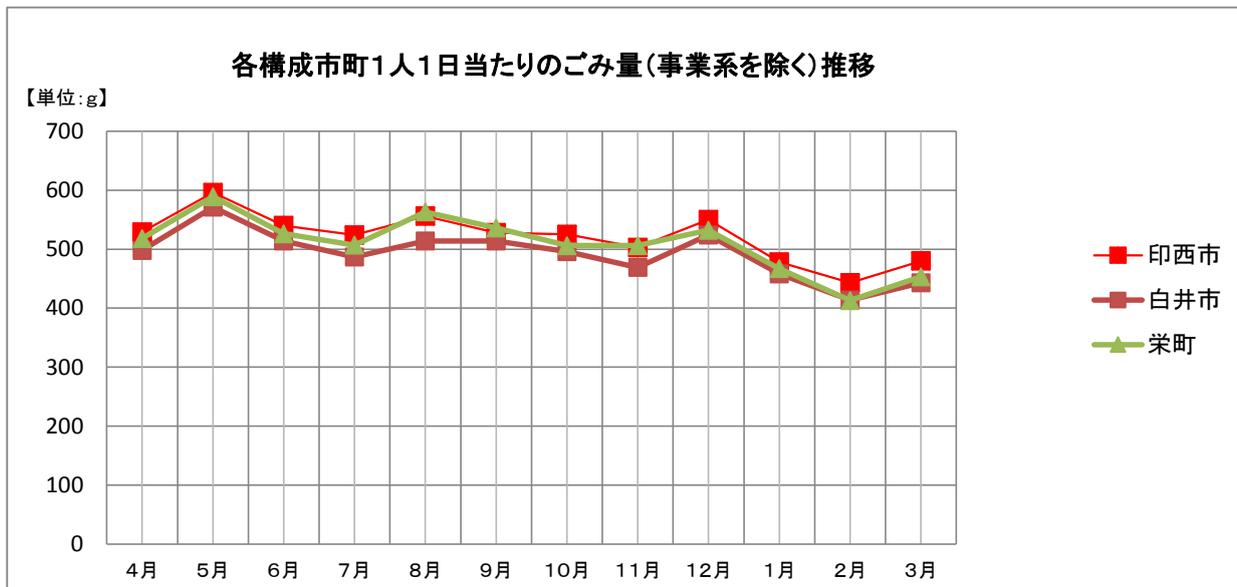


図-3

④事業系ごみ搬入量

・平成28年度の事業系ごみの搬入量は12,320tあり、昨年度と比べ259tの増となっています。 報告事項1(表-1)

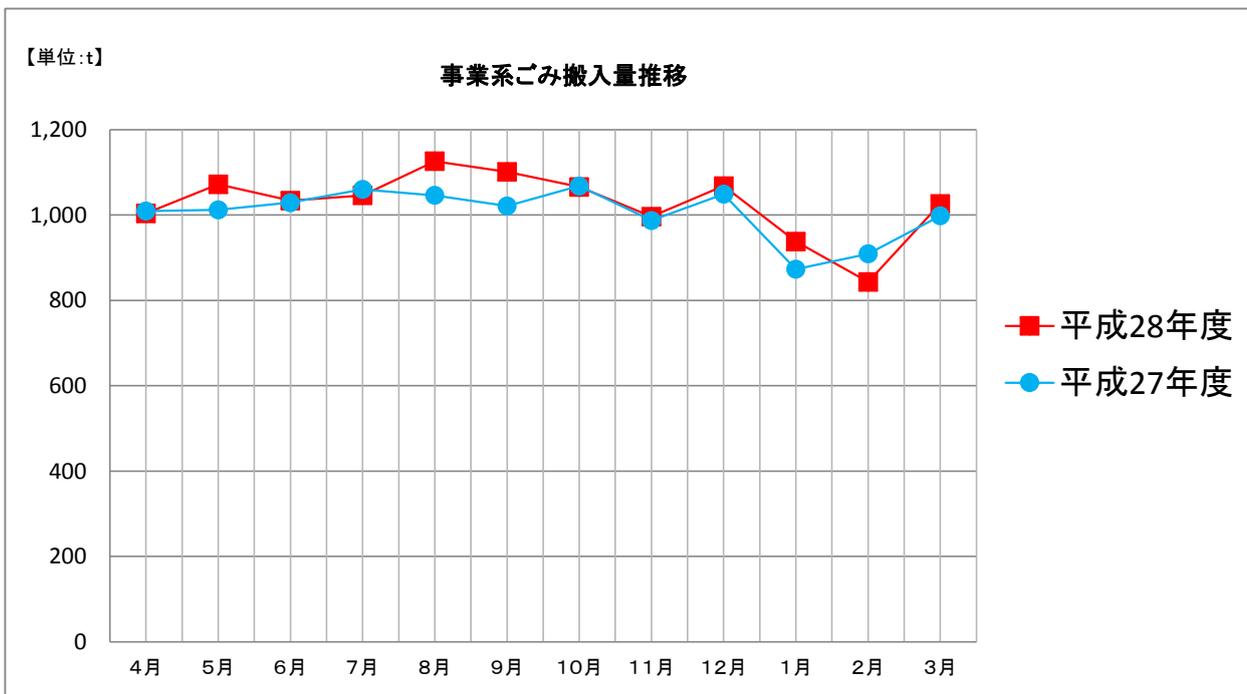


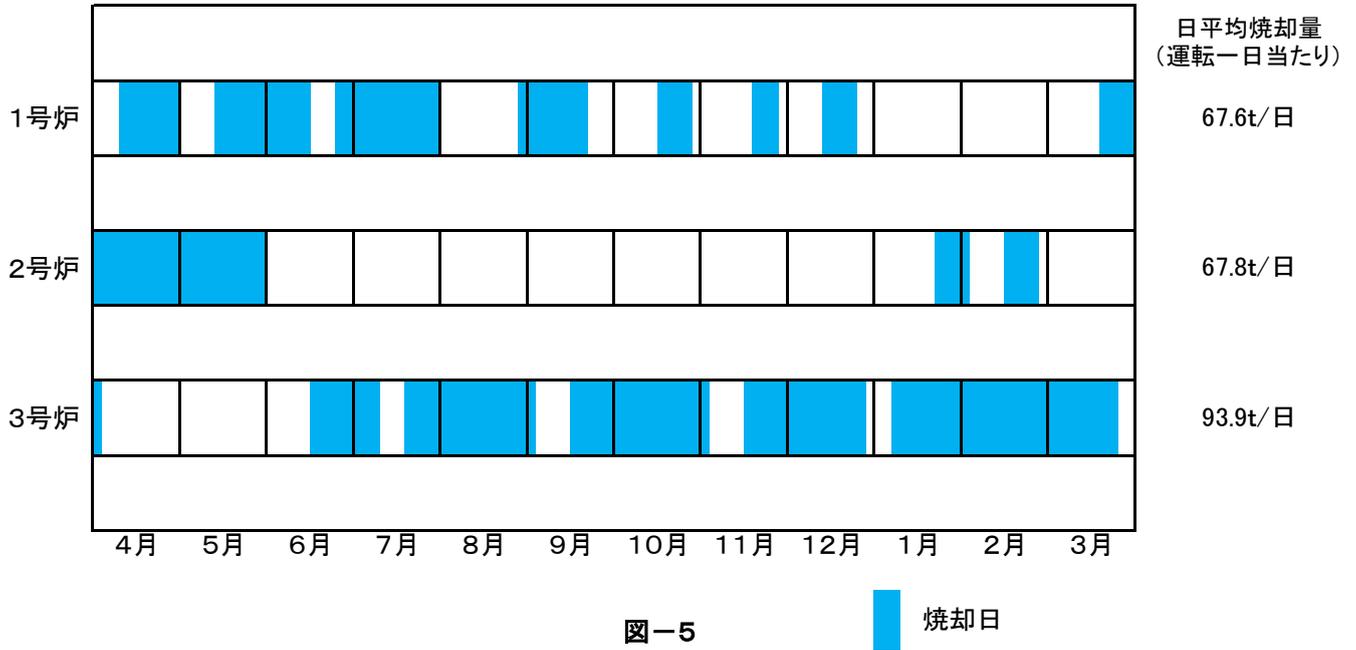
図-4

(2)ごみ焼却状況

焼却炉の稼働状況については(図-5)のとおりです。

焼却日数及び焼却日等について、**報告事項1(表-1)**に示します。

平成28年度中、2炉で焼却した日数は、159日で、全体の45.6%でした。



2. 公害防止協定等に基づく環境測定及び放射能対策特別措置法に基づく放射能測定

表1に公害防止協定等に基づく環境測定項目ごとの測定時期及び測定場所を示します。

表1. 公害防止協定等に基づく環境測定

環境測定項目		測定頻度	測定時期	測定及び採取場所
排ガス	規制物質 (ばいじん、SO _x 、NO _x 、Hcl)	年6回	1号炉 6月、3月 2号炉 5月、2月 3号炉 6月、12月	煙突内(測定孔)
	未規制物質(重金属) (調査測定)	年2回	6月、2月	煙突内(測定孔)
騒音		年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所)
振動		年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所)
悪臭	悪臭物質濃度	年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所) 煙突出口・臭突出口
	臭気濃度 (調査測定)	年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所) 煙突出口・臭突出口
大気測定仮設局舎による測定 (参考・調査測定)		年1回	9月～10月	木刈中学校(駐車場)
処理水の水质測定		年1回	7月	工場内排水処理室
ごみ質分析 (調査測定)		年4回	5月、8月、11月、2月	ごみピット内
焼却灰	ダイオキシン類	年3回	1号炉 6月 2号炉 5月 3号炉 6月	灰押し機出口
処理飛灰		年2回	6月、2月	飛灰ホッパー出口

表2に放射能対策特別措置法に基づく放射能測定項目ごとの測定頻度及び測定場所を示します。

表2. 放射能対策特別措置法に基づく放射能測定計画

放射能測定項目		測定頻度	測定及び採取場所
排ガス	放射セシウム134 放射セシウム137	月1回	煙突内(測定孔)
焼却灰			灰押し機出口
処理飛灰			飛灰ホッパー出口
空間線量		週1回	工場敷地内及び敷地境界(9箇所)

3. 排ガス測定結果

(1) 規制物質(ばいじん、SOx、NOx、Hcl)

排ガス中のばいじん等の測定は煙突内の各炉の測定孔で年間6回ばいじん及び有害物質の濃度を測定しています。

測定結果については報告事項1(表-2)に示します。

測定結果は全て協定値以下となっています。

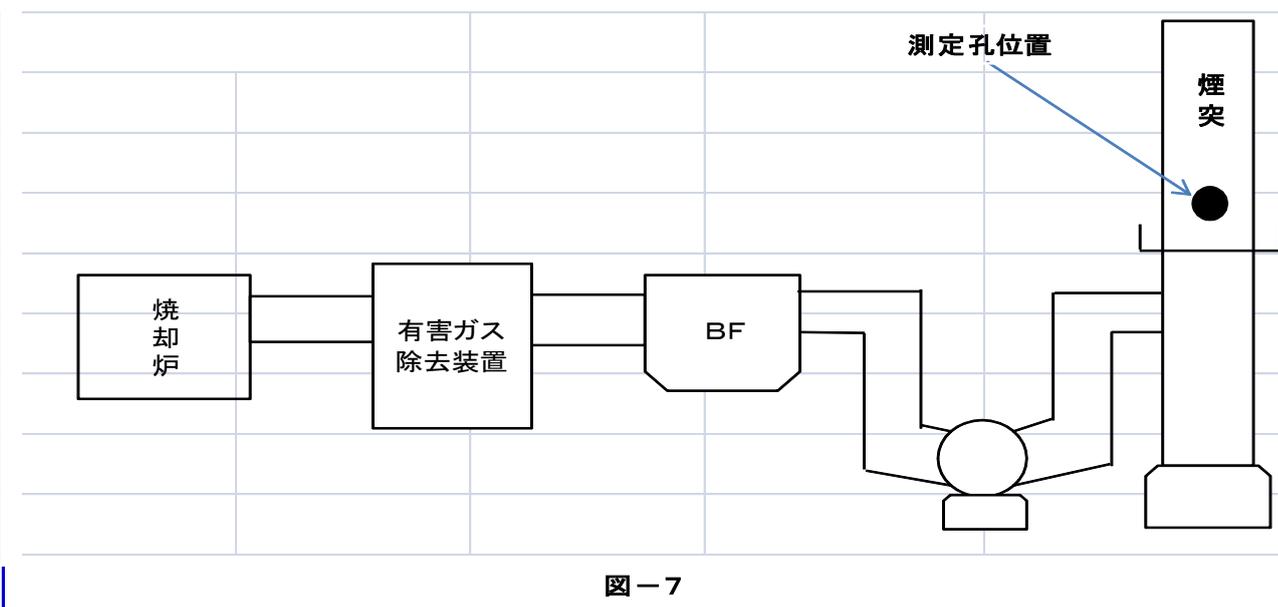
(2) 未規制物質(重金属)

排ガス中の重金属類について煙突内の各炉の測定孔で年間2回濃度を測定しています。

測定結果については報告事項1(表-8)に示します。

測定結果は全て定量下限値以下となっています。

どちらの測定位置も(図-7)で示された測定孔で実施してます。



4. 騒音・振動測定結果

騒音・振動については年間2回、印西クリーンセンター（以下「センター」という）の敷地境界の2地点で測定を行っています。（図-8）

測定結果については報告事項1（表-3）に示します。

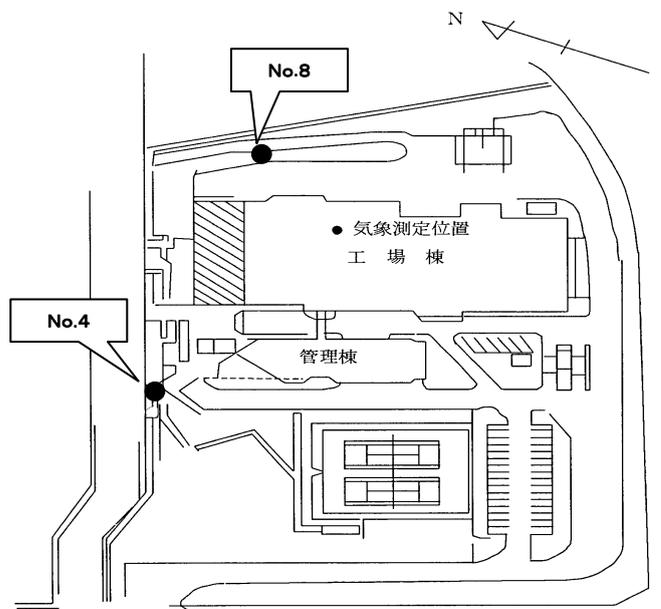


図-8

(1) 騒音

測定結果は全て協定値以下となっています。

(2) 振動

測定結果は全て協定値以下となっています。

5. 悪臭測定結果

悪臭物質と臭気濃度について①敷地境界、②煙突出口、③臭突出口において年2回測定を実施しています。

測定場所については、(図-9及び、図-9-2)になります。

悪臭物質測定の測定結果については**報告事項1(表-4)**に、臭気濃度測定の測定結果については**報告事項1(表-5)**に示します。

(1) 悪臭物質濃度

公害防止協定第6条(4)別表4に基づき生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質、22種類のうち主な5種類の物質測定を実施しています。(排出口においては3種類)

平成28年7月19日の調査で、煙突出口においては、アンモニアの値が0.027Nm³/h、平成29年1月11日の調査で、敷地境界(風上・風下)における硫化水素の値が0.0004ppm、煙突出口におけるアンモニアの値が0.014Nm³/hと検出されておりますが、いずれも協定値を大きく下回る値です。

(2) 臭気濃度

平成28年7月19日及び平成29年1月11日の調査において、敷地境界、煙突出口及び臭突出口いずれも、目標値を超過することはありませんでした。

臭気濃度測定は、人間の嗅覚を用いて臭気の程度を判定する三点比較式臭袋法という方法で、採取した試料(空気)と無臭の空気を嗅ぎ分け、その正解率により指数を算出するもので、臭いの原因や対策は難しいものとなっておりますが、基本には、焼却前のごみを十分に攪拌し、燃焼を安定させて完全燃焼することが重要であることから、今まで以上にごみの攪拌を行い、常に完全燃焼を心掛けた運転管理に努めていきます。

①敷地境界

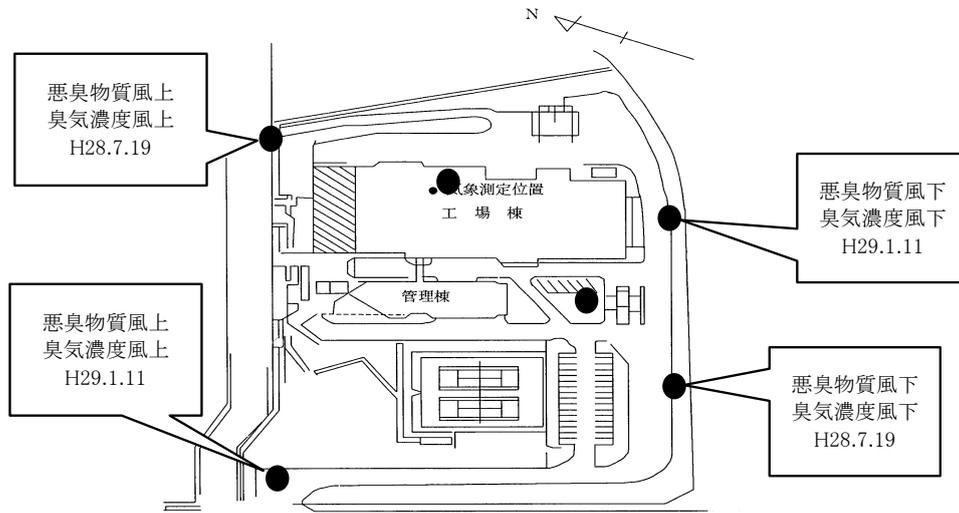


図-9

②臭突出口・③煙突出口位置図

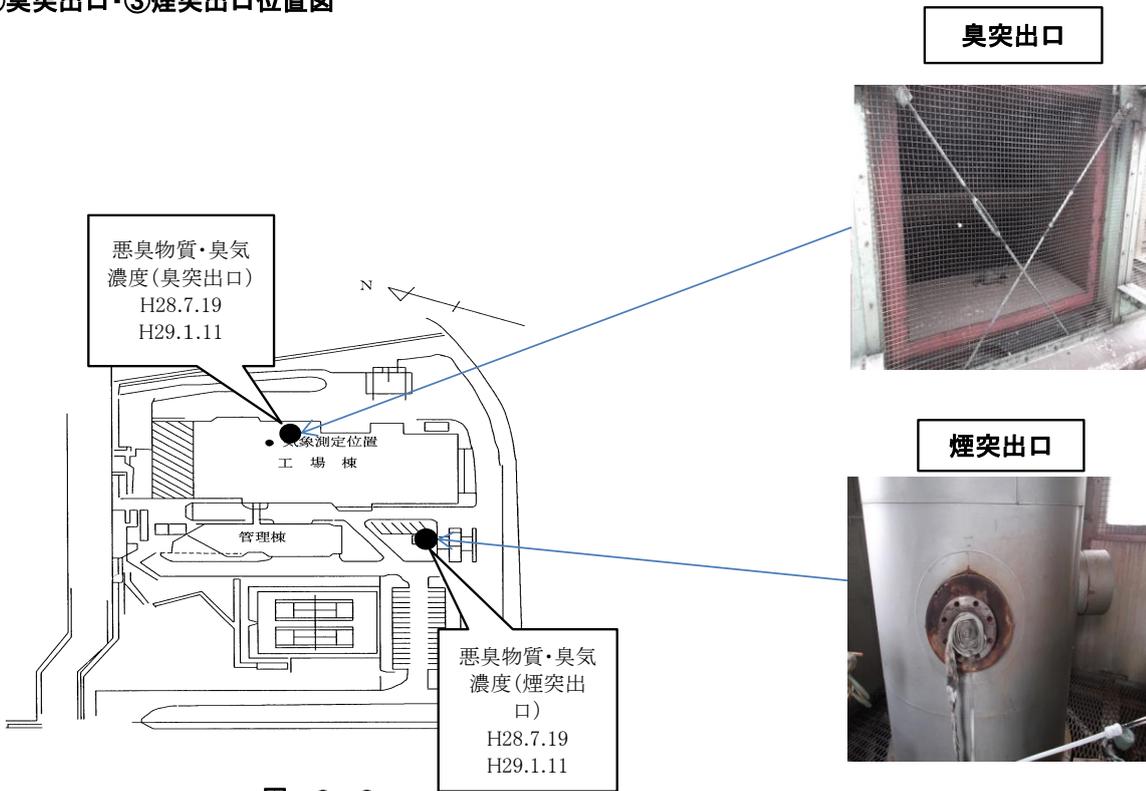


図-9-2

6. 処理水の水質測定結果

処理水の水質測定については、平成28年7月19日に実施しており、報告事項1(表-6)に示します。

測定場所については(図-10)になります。

公害防止測定値は協定書第6条第5項、調査測定は同書第8条に規定されておりますが、健康被害を生ずるおそれのある10物質を測定しています。

また、当施設はクローズド方式として通常運転時は外部に処理水を放流することはありません。

すべての物質において不検出でした。

処理水測定位置図

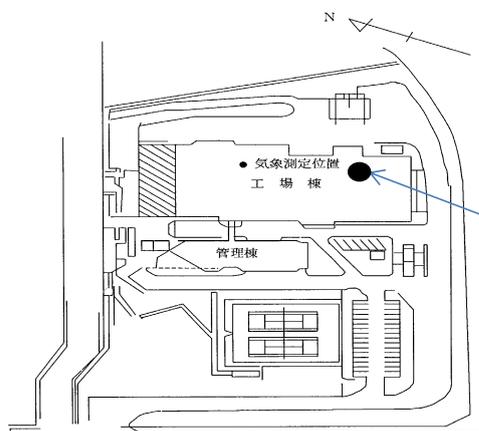


図-10

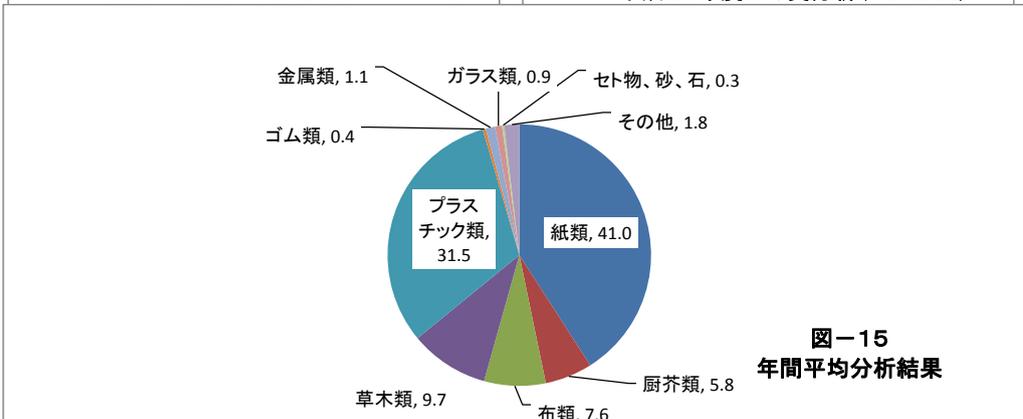
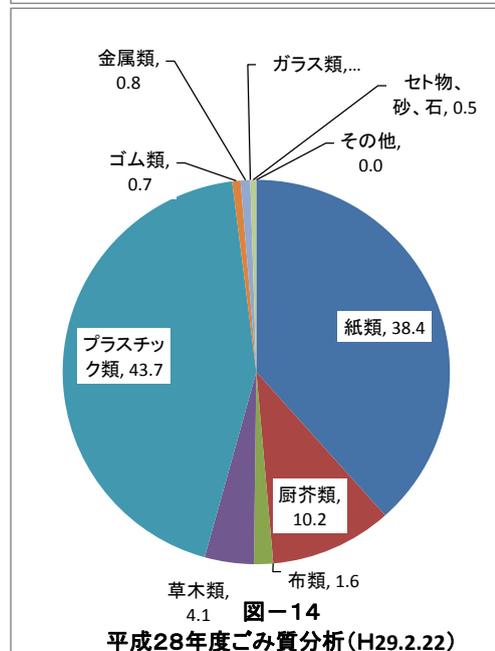
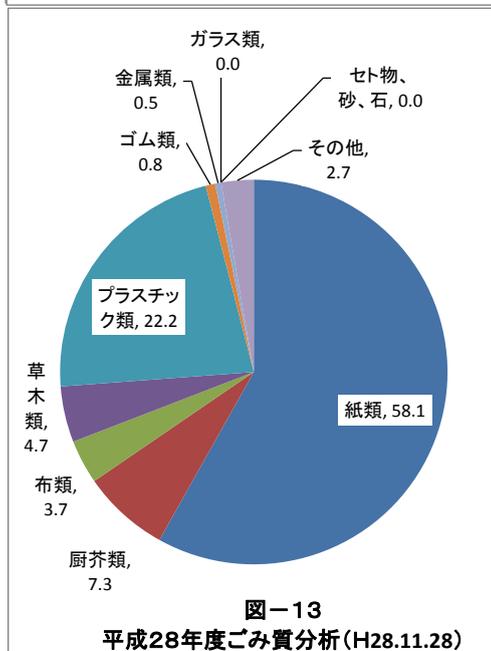
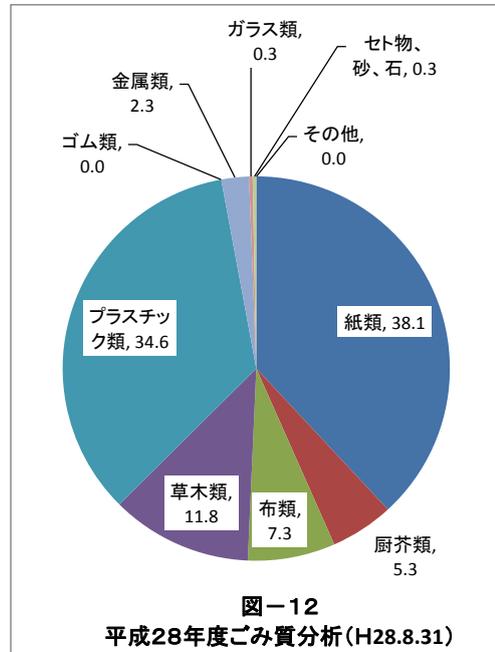
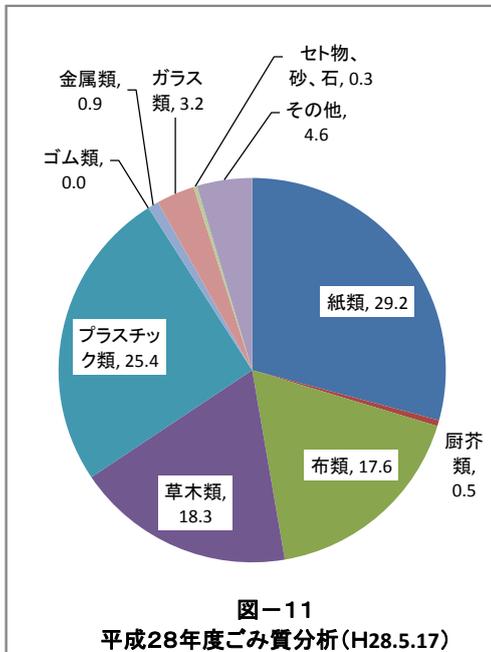


7. ごみ質分析結果

センターに搬入される可燃ごみのごみ質分析を年4回実施しています。

分析結果について報告事項1(表-9)に示します。(図-11~15)

年間平均分析結果(図-15)では、全体的に紙類の割合が多く、次にプラスチック類、草木類の順になっています。



8. ダイオキシン及び放射能の測定結果(焼却灰・処理飛灰、空間線量)

焼却灰については、各炉年間1回、合計3回ダイオキシン類の濃度を測定しています。

また、処理飛灰についてもダイオキシン類の濃度を年間2回測定しています。

(1)ダイオキシン類

焼却灰のダイオキシン類測定結果を報告事項1(表-2②)に示します。

規制値3ng-TEQ/gに対し、1号炉0.000030ng-TEQ/g(H28.6.30測定)、2号炉0ng-TEQ/g(H28.5.12測定)

3号炉0.00016ng-TEQ/g(H28.6.24測定)となっています。

処理飛灰につきましても、規制値3ng-TEQ/gに対し1回目0.25ng-TEQ/g(H28.6.30測定)、2回目0.68ng-TEQ/g(H29.2.21測定)と低い値を示していました。

(2)放射性物質

放射能対策特別措置法に基づき、焼却灰及び処理飛灰の放射能物質を測定しています。

焼却灰及び処理飛灰の放射性セシウムの測定結果を(図-16)に示します。

測定値についてはセシウム134と137の合計値です。

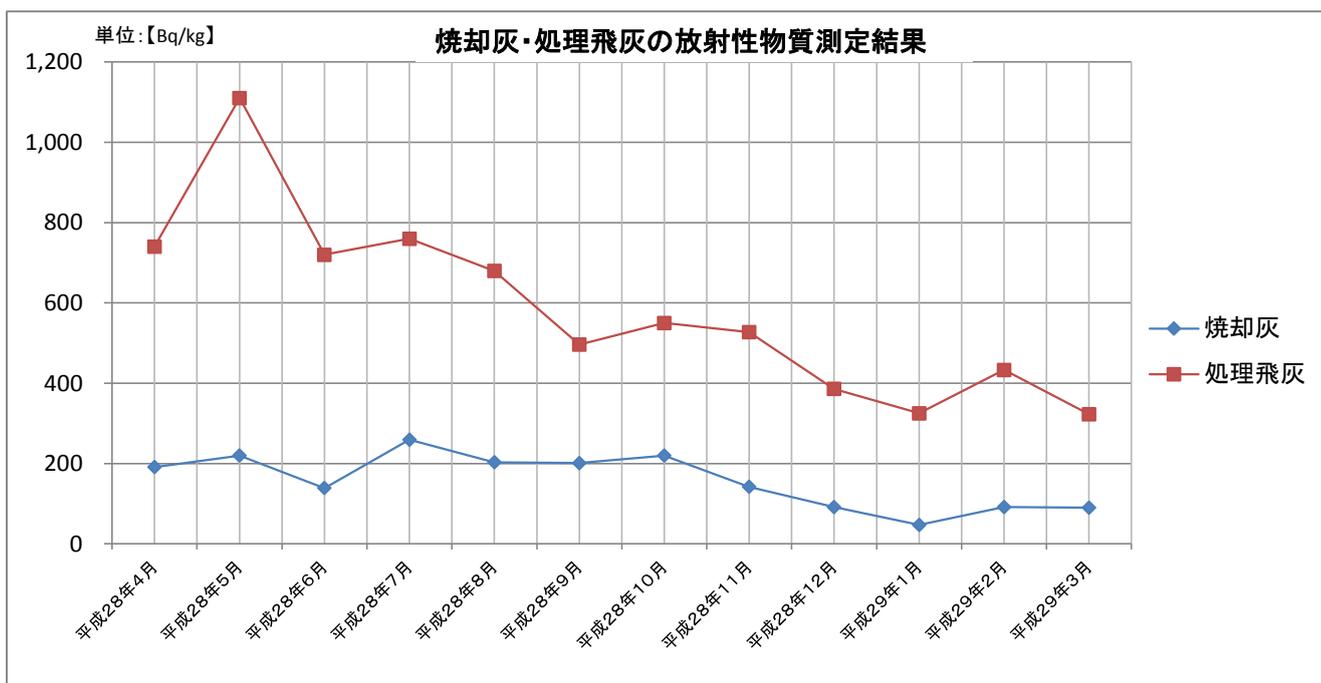


図-16

排ガスについても月1回検査を実施していますが、これまで放射性物質が検出されたことはありません。

平成28年度 印西クリーンセンター 放射性物質測定結果(焼却灰)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日時		H28.4.18	H28.5.17	H28.6.30	H28.7.7	H28.8.5	H28.9.20	H28.10.24	H28.11.28	H28.12.27	H29.1.31	H29.2.22	H29.3.24
主灰 (Bq /kg)	放射性セシウム (Cs-134)	31	40	19	39	33	31	30	22	11	ND	11	12
	放射性セシウム (Cs-137)	160	180	120	220	170	170	190	120	81	47	81	78
	放射性セシウム 【合計】	191	220	139	259	203	201	220	142	92	47	92	90
飛灰 (Bq /kg)	放射性セシウム (Cs-134)	130	180	110	120	110	76	80	77	56	45	53	43
	放射性セシウム (Cs-137)	610	930	610	640	570	420	470	450	330	280	380	280
	放射性セシウム 【合計】	740	1,110	720	760	680	496	550	527	386	325	433	323

ND: 検出下限値(10Bq/kg)以下につき不検出
測定結果は有効数値3桁とし、それ以降は四捨五入して標記

測定者: 株式会社 上総環境調査センター

測定方法: 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー(文部科学省 平成4年)

(3)空間線量

工場敷地内及び敷地境界の9箇所において週1回放射能の空間線量を測定しています。

測定箇所と測定頻度が多いため測定場所4地点の月平均放射線量値(地上高100cm)の推移について(図-17)に示します。

敷地境界の放射能の空間線量の値はゆるやかに減少傾向にあります。

測定位置図

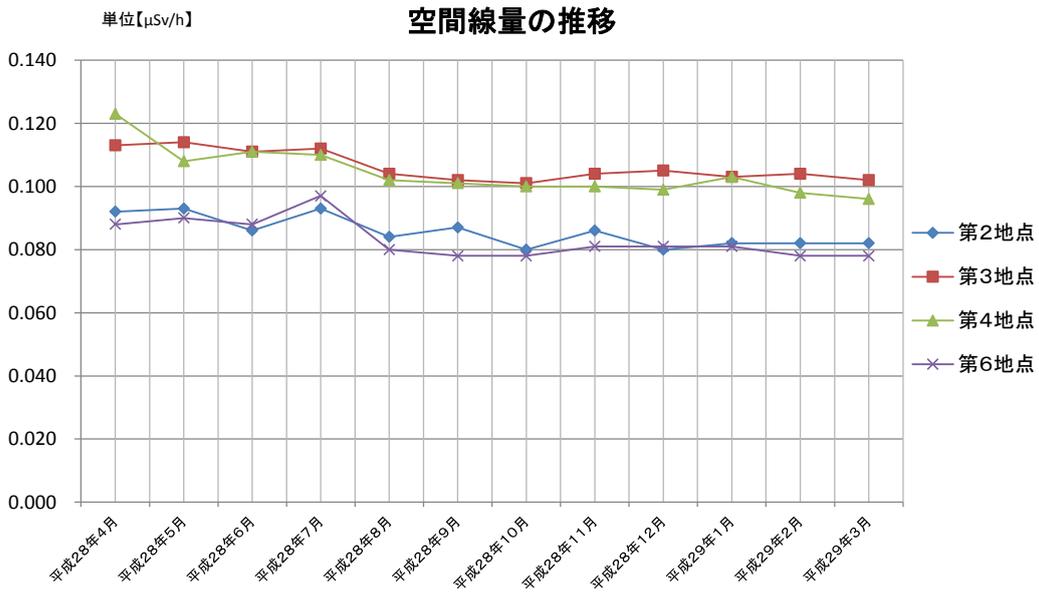
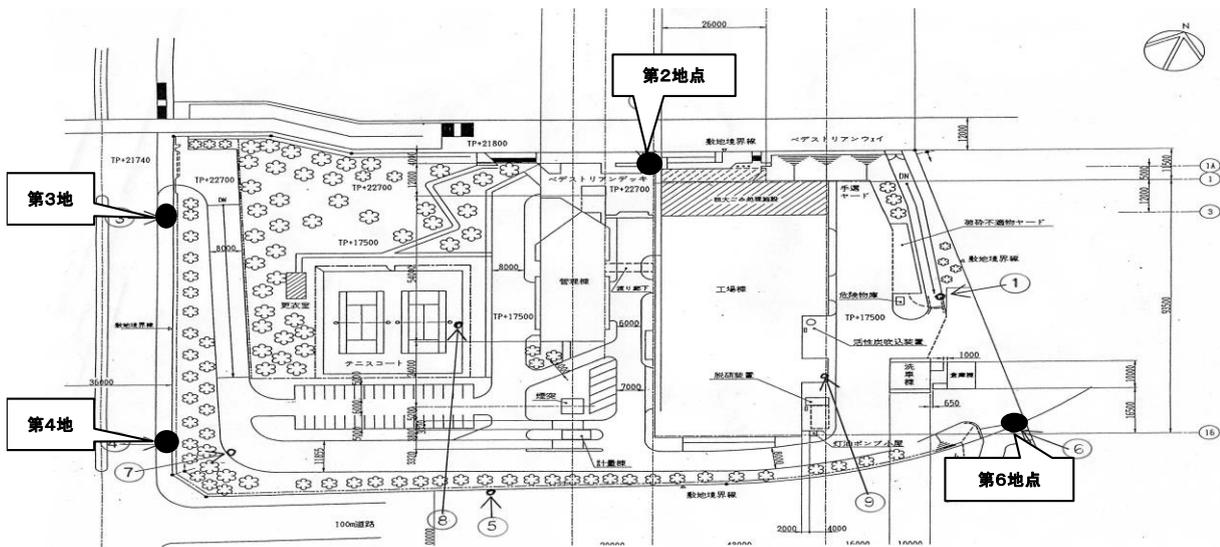


図-17

印西クリーンセンター敷地境界における空間放射線量測定結果（100cmの数値及び月平均値）

年 月 日		単位[$\mu\text{Sv/h}$]			
		第2地点	第3地点	第4地点	第6地点
平成28年4月	平成28年4月5日	0.094	0.107	0.142	0.082
	平成28年4月11日	0.096	0.114	0.124	0.085
	平成28年4月18日	0.089	0.119	0.112	0.094
	平成28年4月25日	0.087	0.112	0.112	0.092
	月平均値	0.092	0.113	0.123	0.088
平成28年5月	平成28年5月2日	0.095	0.118	0.120	0.082
	平成28年5月9日	0.094	0.115	0.108	0.093
	平成28年5月16日	0.085	0.117	0.105	0.083
	平成28年5月23日	0.105	0.111	0.114	0.111
	平成28年5月31日	0.088	0.111	0.093	0.079
	月平均値	0.093	0.114	0.108	0.090
平成28年6月	平成28年6月6日	0.089	0.104	0.116	0.089
	平成28年6月15日	0.089	0.113	0.114	0.095
	平成28年6月20日	0.087	0.114	0.101	0.084
	平成28年6月27日	0.079	0.111	0.112	0.082
	月平均値	0.086	0.111	0.111	0.088
平成28年7月	平成28年7月4日	0.089	0.118	0.114	0.070
	平成28年7月12日	0.108	0.112	0.107	0.081
	平成28年7月19日	0.102	0.106	0.112	0.080
	平成28年7月27日	0.071	0.112	0.106	0.083
	月平均値	0.093	0.112	0.110	0.079
平成28年8月	平成28年8月1日	0.084	0.107	0.116	0.077
	平成28年8月8日	0.078	0.108	0.099	0.084
	平成28年8月15日	0.095	0.106	0.092	0.079
	平成28年8月24日	0.079	0.103	0.100	0.076
	平成28年8月29日	0.077	0.098	0.103	0.084
	月平均値	0.083	0.104	0.102	0.080
平成28年9月	平成28年9月5日	0.088	0.103	0.106	0.072
	平成28年9月12日	0.092	0.103	0.104	0.082
	平成28年9月21日	0.075	0.097	0.096	0.074
	平成28年9月26日	0.092	0.103	0.098	0.082
	月平均値	0.087	0.102	0.101	0.078
平成28年10月	平成28年10月4日	0.075	0.095	0.097	0.079
	平成28年10月11日	0.075	0.098	0.109	0.077
	平成28年10月18日	0.075	0.097	0.091	0.075
	平成28年10月24日	0.089	0.103	0.104	0.077
	平成28年10月31日	0.086	0.114	0.101	0.082
	月平均値	0.080	0.101	0.100	0.078
平成28年11月	平成28年11月7日	0.086	0.108	0.096	0.081
	平成28年11月14日	0.087	0.098	0.109	0.076
	平成28年11月21日	0.085	0.106	0.094	0.084
	平成28年11月28日	0.086	0.102	0.102	0.081
	月平均値	0.086	0.104	0.100	0.081
平成28年12月	平成28年12月5日	0.078	0.111	0.096	0.081
	平成28年12月12日	0.081	0.101	0.103	0.082
	平成28年12月19日	0.079	0.100	0.100	0.079
	平成28年12月26日	0.083	0.107	0.097	0.080
	月平均値	0.080	0.105	0.099	0.081
平成29年1月	平成29年1月5日	0.086	0.096	0.111	0.078
	平成29年1月10日	0.080	0.104	0.095	0.079
	平成29年1月16日	0.083	0.110	0.102	0.085
	平成29年1月23日	0.082	0.102	0.108	0.078
	平成29年1月30日	0.081	0.101	0.100	0.085
	月平均値	0.082	0.103	0.103	0.081
平成29年2月	平成29年2月6日	0.081	0.106	0.098	0.082
	平成29年2月13日	0.080	0.102	0.097	0.076
	平成29年2月20日	0.081	0.106	0.108	0.077
	平成29年2月27日	0.084	0.101	0.087	0.078
	月平均値	0.082	0.104	0.098	0.078
平成29年3月	平成29年3月7日	0.077	0.108	0.098	0.084
	平成29年3月13日	0.085	0.101	0.099	0.078
	平成29年3月22日	0.088	0.102	0.093	0.074
	平成29年3月29日	0.077	0.095	0.094	0.075
	月平均値	0.082	0.102	0.096	0.078

報告2 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下であることを確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（混合灰）と印西地区一般廃棄物最終処分場（主灰）で埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は約130tあり、ドラム缶（252缶）、フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国において処分するものです。

（平成28年度）

区 分	搬 出 先	搬 出 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,628t （対前年度 2.1%増）
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一時保管 （年度末現在）	基準値超過（指定廃棄物）：約130t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉㈱：埼玉県）	3,854t （対前年度 1.7%減）

印西クリーンセンター環境委員会細則

(趣旨)

第1条 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、印西クリーンセンター環境委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、印西クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業運営に住民の意向を反映させるとともに公害の発生を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全のための操業に関する協定の適正な運用を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）及び組合を組織する団体の職員（以下「甲」という。）。
- (2) 協定を締結した自治会等から届出のあった者（以下「乙」という。）。
ただし、委員会への出席者は30名以内とする。
- 2 甲・乙は、毎年度初めに委員の名簿を事務局に提出しなければならない。
- 3 甲・乙は、委員に変更のあった場合は、その旨を速やかに事務局に通知しなければならない。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 5 甲・乙の代表として代表者会議（甲・乙それぞれ5名以内）を設置し、委員会の運営に関し協議するものとする。

(協議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 工場の操業状況の定期的報告に関する事。
- (2) 工場設備の改善、改修及び変更（増設及び建替）に関する事。
- (3) 工場の操業の全部又は一部の停止及び再稼動に関する事。
- (4) 工場の事故の際の調査報告及び改善策に関する事。
- (5) 搬入ごみの組成及び量の調査報告に関する事。
- (6) 公害防止協定値及び環境基準（値）項目の測定方法、場所、回数等に関する事。
- (7) 前号の測定結果に関する事。
- (8) 被害補償の協議に関する事。
- (9) 協定の確認事項に関する事。
- (10) 協定第15条に基づく改定及び疑義解釈に関する事。
- (11) 委員会の運営及び報告に関する事。
- (12) その他必要と思われる事項。

(委員会の開催)

第5条 委員会(定例会)は、甲・乙協議して決定する。ただし、甲又は乙から開催の申出がなされたときは、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会の開催日時、場所及び議題については、その都度、代表者会議において協議のうえ定めるものとする。

(議長)

第6条 委員会の会議に議長を置き、議長は議事の進行及び整理を行うものとする。

2 議長は、会議の開催毎に甲・乙の順で交互に行うものとする。

(議事)

第7条 委員会の会議は、甲・乙それぞれ半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。ただし、相手方の合意があればこの限りでない。

2 議事は、合議制を原則とする。

(協議結果の尊重)

第8条 委員会は会議において協議が整った事項について、住民に報告するとともに甲・乙双方はその結果を尊重して、それぞれ誠実に処理しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会において必要があると認めるときは、有識者及び関係者を出席させ、参考意見もしくは説明を求めることができる。

2 前記関係者の出席にあたっては、あらかじめ関係資料を当日の委員会に提出できるよう、努力するものとする。

3 委員会には議事録を作成するため、書記を同席させることができる。

(傍聴)

第10条 委員会の会議は、特別の理由がない限り傍聴することができる。

2 傍聴人の人数は会議場所に応じて、委員会で協議のうえ定める。ただし、報道機関の者は、この数に含めないものとする。

3 傍聴人は、静粛に議事を傍聴しなければならない。

4 議長は、傍聴人が議長の指示に従わない時は、退場させることができる。

5 傍聴人の発言は、原則として認めない。

6 傍聴人及び報道機関の者が、写真撮影又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

7 傍聴の申し込みは、事務局に行うものとする。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する甲・乙それぞれ1名が署名押印するものとする。

2 議事録は会議の終了後、速やかに各委員まで届けるものとする。

3 議事録の作成の為、録音機器等を使用することができる。

(経費の負担)

第12条 委員会の運営に要する経費は、甲の負担とする。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務局は印西地区環境整備事業組合に置き、庶務を担当する。

(細則の改定)

第 14 条 委員会は必要に応じて細則の見直しを行い、協議のうえ改定することができる。

(補則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(施行期日)

第 16 条 この細則は、協議の整った日から施行する。

附 則

平成 2 年 3 月 23 日 一部改正

平成 3 年 4 月 19 日 一部改正

平成 4 年 9 月 4 日 一部改正

平成 7 年 12 月 1 日 一部改正

平成 9 年 3 月 7 日 一部改正

平成 11 年 6 月 3 日 一部改正

平成 14 年 9 月 6 日 一部改正

平成 17 年 6 月 28 日 一部改正

平成 21 年 11 月 17 日 一部改正

平成 22 年 8 月 6 日 一部改正

平成 22 年 10 月 12 日 一部改正

環境用語解説

【一般】

【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を言う。

現在、大気汚染、水質汚染、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められている。

【PPM】

parts per millionの略。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1 m³の中にその物質が1 cm³含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水1 kgの中にその物質が1 mg含まれていること。

【濃度の単位】

記号	語意	例
ppm	Parts per million	百万分の1 mg/kg、μg/g、ml/kl
ppb	Parts per billion	十億分の1 μg/kg、ng/g
ppt	Parts per trillion	一兆分の1 ng/kg、pg/g

【質量単位】

記号	単位	グラム数
kg	kilogram	10 ³ (thousand)
g	gram	1
mg	milligram	10 ⁻³ (thousandth)
μg	microgram	10 ⁻⁶ (millionth)
ng	nanogram	10 ⁻⁹ (billionth)
pg	picogram	10 ⁻¹²

1 l = 1,000 ml = 10 dl
= 1,000 cc
1 dl = 100 ml = 100 cc
1 cc = 1 cm³ = 1 ml
1 m = 100 cm

【標準状態】

ガスの容積は同一重量であっても、温度と圧力によって変化するのでガス量やガスの中の物質の濃度を表すとき、温度と圧力を同一条件に換算した容積を使用する。この温度0℃、圧力1気圧の状態を標準状態と言い、記号N (Normal) の略で表す。

【Nm³/h (ノルマル立方メートル毎時)】

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの排出量等を表す単位。

【ND】

分析方法によって定量できる下限の値未満を表す。(定量下限値未満)

【大気】

【硫酸化物 (SO_x)】

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄 (SO₂: 亜硫酸ガス) であり、無水硫酸 (SO₃) が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄 (SO₂) について定められている。

硫酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

[窒素酸化物 (NO_x)]

窒素酸化物は、石油、ガス等の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。

燃焼の過程では一酸化窒素 (NO) とし排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素 (NO₂) となる。

環境基準は二酸化窒素について定められている。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなる。

[塩化水素 (HCl)]

塩素 (Cl) と水素 (H) との化合物である。無色の刺激臭を持つ気体で、水によく溶けて塩酸となる。発生源としては、原料として塩酸を使う化学工場や塩酸製造工場がある。

都市ごみの中には塩化ビニール等の塩素化合物が含まれているため、ごみの燃焼によって発生する。

[浮遊ふんじん・ばいじん・浮遊粒子状物質]

大気中に浮遊している粒子状の物質をふんじんと言う。浮遊ふんじんには機械的な操作例えばものの粉碎、研磨などによって生じたもの (粉塵) と燃焼によって生じるすすのようなもの (ばいじん) がある。しかし、浮遊ふんじんの中で粒径の小さいものは空気中に長時間滞留すると、気道又は肺胞に沈着しやすいことから、粒径10ミクロン (1cmの1000分の1) 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM: suspended particulate matter) と定義している。

[ばいじん]

大気汚染防止法において、「燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴って発生するもの」と規定している。

[降下ばいじん]

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下する煤煙、粉塵等と言う。

[酸素濃度12%換算]

排ガス中の汚染物質の濃度は、汚染物質の濃度が一定であれば、排ガス量が大きくなるほど小さくなる。例えば、排ガス中に過剰な空気が入り、ガス量が2倍になったとすると、汚染物質の濃度は2分の1に薄まる。そこで排ガス中の汚染物質の濃度を表すときには、排ガスの濃度を標準状態に換算するとともに酸素濃度も同一条件にする。

ごみ焼却工場の場合は、酸素濃度12%換算と定められている。

[乾きガスと湿りガス]

排ガス中には、燃料に含まれていた水分や燃焼中に発生した水分が水蒸気の状態に含まれている。この水蒸気を含んだガスを湿りガス、含まないガスを乾きガスと言う。

排ガスのガス組成は乾きガス中の組成割合で示される。

【振動・騒音】

[振動レベル]

振動の加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはdB (デシベル) が用いられる。通常振動感覚補正回路を持つ公害振動計により測定した値である。

〔騒音レベル〕

J I Sに規定される騒音計で測定して得られるホン又はd B（デシベル）数であり、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン又はd B（A特性で表す）騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

ここで騒音レベルとその例は下記の表のとおりである。

騒音レベル	事 例
8 0 d B	地下鉄の車内
7 0 d B	電話のベル、騒々しい事務所の音
6 0 d B	静かな乗用車、普通の会話
5 0 d B	静かな乗用車
4 0 d B	市内の深夜、図書館
3 0 d B	郊外の深夜、ささやき声

〔90%上端値（ L_5 ：5パーセント時間率騒音レベル）〕

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の5パーセントを占める場合、そのレベルを5パーセント時間率騒音レベル又は90パーセントレンジの上端値と言う。（測定データを小さい順に並び替えて同じ騒音レベルの測定度数を求めこれを順次加えて累積度数を求め、これから累積度数曲線を描き求める）

〔80%上端値（ L_{10} ：10パーセント時間率騒音レベル）〕

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の10パーセントを占める場合、そのレベルを10パーセント時間率騒音レベル又は80パーセントレンジの上端値と言う。

〔暗騒音（環境騒音）〕

特定の音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときのその場所における騒音を対象の音に対して暗騒音と言う。

【臭気】

〔三点比較式臭袋法〕

臭気を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで臭気を含む空気だけ入っている袋を1つと、普通の空気だけ入っている袋を2つの計3つの袋の中から、試験者に臭気の入っている袋を当ててもらふ方法である。

6人以上の試験者によって行い、臭気を次第に薄めながら、不明又は不正解になるまでこれを繰り返す。その結果を統計的に処理して何倍に薄めれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その希釈倍数を臭気濃度とする。（上下2つをカットし残り4つの希釈倍数を言う）

【ごみ質】

〔ごみ質〕

水分、見掛け比重、内容組成（物質組成）元素組成、発熱量（低位）などで表示されるごみの物理的、化学的性質の総称である。

都市ごみの場合、ごみ質は季節、天候、排出する住民の生活様式、排出地域の特性などによって異なるほか、ごみの収集方式、処理、処分の方法の相違等によっても異なる。

このため、ごみ処理施設の計画や設計、或いは運転管理等適正に行うためにはごみ質を十分把握する必要がある。

ごみ質の分析方法については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日環整第95号）に基づいて行う。

[低位発熱量]

燃料の単位量が完全燃焼するときに発生する熱量を高位発熱量（総発熱量）と呼び、低位発熱量（真発熱量）とは、高位発熱量から水分の凝縮を差し引いた有効熱量を言う。

【水質】

[BOD（生物化学的酸素要求量）]

Biochemical oxygen demandの略。河川水、廃水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に消費する酸素量を言う。数値が大きいほど汚濁が著しい。

[COD（化学的酸素要求量）]

Chemical oxygen demandの略。水質汚濁の指標であり、主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量である。数値が大きいほど汚濁が著しい。

[PH（水素イオン濃度）]

水素イオン濃度を表す指数でPH7が中性で、これが7よりも小さければ酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

【その他】

[環境影響評価（環境アセスメント）]

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価すること。

[シミュレーション（模擬実験）]

Simulation。大気汚染、水質汚染、地盤沈下等で用いられており、模擬実験や模擬計算によって現状又は将来の汚染状況を再現予測し、その原因を定量的に推定する方法である。

[健康項目]

カドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム（六価）、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCBを示す。

[重金属]

比重の大きい金属で、比重4～5以上の金属をさす場合が多い。金、銀、銅、鉄、亜鉛、クロム、バナジウム、カドミウム、水銀等がある。

[一酸化炭素（CO）]

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸収されると血液中のヘモクロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

[光化学オキシダント（Ox）]

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応（光のエネルギーによって起こる化学反応）を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン（O₃）を主成分とするアルデヒド（R-CHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート：R-CO₃NO₂）などの強酸化物質の総称である。

オキシダントは、刺激性の混合ガスで目や喉に刺激を与え、植物を枯らしたりする作用があり、光化学スモッグの原因物質と見られており、環境基準は「1時間値が0.06PPM以下であること」と定められている。

このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

[PAN (パーオキシアセチルナイトレート：R-CO₃NO₂)]

光化学オキシダントを形成する成分の一つで、光化学オキシダント中に占める割合は2～10%とされている。

物理化学的な性状はあまり明白になっていないが、人間の目や喉に刺激を与え、植物にも有害である。

[炭化水素 (HC)]

炭素と水素とから出来ているものを炭化水素と言い、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用され、主として塗料、印刷工場、化学工場などのほかガソリンスタンド等貯蔵庫タンクからも発生するほか、自動車等の排気ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

[PPMC]

メタン以外の炭化水素の濃度をメタンの濃度に換算して100万分の1で表した単位。

[有効煙突高]

排出口から排出された煙は、排出口を出るときにある速度と温度を持っている。したがって排出ガスの運動による上昇分と周囲の大気との温度差による浮力上昇分があり、この分を実煙突高に加えたところから拡散することになるので、この補正した煙突高を有効煙突高と言う。

[K値規制]

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

[総量規制]

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制がある。

[重量濃度規制方式]

温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した乾き排ガス（水分を含まないガス）1m³の中に含まれる重量により規制する方式、ばいじんはg/Nm³有害物質（窒素酸化物を除く）はmg/Nm³Dで表す。

[標準酸素濃度補正方式]

「濃度補正」方式の欠陥は、汚染物質を希釈して排出基準を遵守出来ることである。

これを防止するため、排ガス中の残存酸素濃度と法律で定められた基準酸素濃度とによって汚染物質の濃度を補正する規制方式を言う。

現在、ばいじん、窒素酸化物及び廃棄物焼却炉からの塩化水素についてはこの方式による濃度規制方式が行われている。

[上乘せ基準]

大気汚染防止法第4条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、政令で定める排出（水）基準より厳しい基準を言う。

[大気拡散]

気体の内部に部分的に濃度（密度）差があると、均一化の方向に向かう性質があるが、このような物質移動を拡散と言う。

煙突から排出された煙や排ガスは、風によって運ばれながら、周辺の大気と混合し、拡散、希釈される。この拡散、希釈に作用する因子としては、「風速」と「乱れ」がある。

地表最大濃度は、風速及び有効煙突高の自乗に反比例し、排出量に正比例する。

[大気安定度]

大気の成層の状態を表す指標で、上層の気温が低く、下層の気温が高いときは上層気流が起こりやすいので、このような状態を不安定、そうでない場合は安定と言う。

大気が不安定なときは煙の幅は大きくなり、大気が安定なときは、煙拡がり幅は小さくなる。したがって、煙源から排出された煙は、不安定なときは煙源近くに、安定なときはそれより遠くに最大着地濃度が出現する。

[ダイオキシン類]

炭素と水素と酸素及び塩素からなる化学物質であり、塩素の結合の仕方で210種類の異性体がある。

ダイオキシン類の中で、2、3、7、8-TCDDが最も毒性が強い。

都市ごみ焼却においては、炭化水素と塩化物の結合により生成されるものであり、完全燃焼により発生を抑制できる。

[TEQ（毒性等量）]

ダイオキシン類の異性体の毒性を2、3、7、8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体に濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値と言う。